

第九十四回

参議院大蔵委員会会議録第九号

(一〇七)

昭和五十六年三月二十六日(木曜日) 午後二時三分開会		
委員の異動		
三月二十六日	辞任	出席者は左のとおり。
野呂田芳成君	福岡日出磨君	中村 太郎君
補欠選任	福岡日出磨君	吉田 正輝君
政府委員	大蔵大臣官房審議官	野末 陳平君
大蔵省主税局長	大蔵大臣官房審議官	渡辺美智雄君
大蔵省証券局長	大蔵大臣官房審議官	矢澤富太郎君
國稅厅關稅部長	國稅厅關稅部長	高橋 元君
國稅厅直稅部長	國稅厅直稅部長	吉本 宏君
國稅厅調查監察部長	國稅厅調查監察部長	小幡 優介君
岸田 俊輔君	小泉 忠之君	岸田 俊輔君
塙山 篤君	塙山 篤君	塙山 篤君
岩動 道行君	岩動 道行君	鷹見 啓典君
岩本 政光君	岩本 政光君	鷹見 啓典君
大河原太一郎君	大河原太一郎君	鷹見 啓典君
梶木 又三君	梶木 又三君	鷹見 啓典君
片山 正英君	片山 正英君	鷹見 啓典君
河本嘉久藏君	河本嘉久藏君	鷹見 啓典君
古賀雷四郎君	古賀雷四郎君	鷹見 啓典君
塙田十一郎君	塙田十一郎君	鷹見 啓典君
鈴木 和美君	鈴木 和美君	鷹見 啓典君
対馬 孝且君	対馬 孝且君	鷹見 啓典君
和田 静夫君	和田 静夫君	鷹見 啓典君
多田 省吾君	多田 省吾君	鷹見 啓典君
矢追 秀彦君	矢追 秀彦君	鷹見 啓典君
近藤 忠孝君	近藤 忠孝君	鷹見 啓典君
三治 重信君	三治 重信君	鷹見 啓典君

- 本日の会議に付した案件
- 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 参考人の出席要求に関する件
- 委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
- 委員の異動について御報告いたします。
- 本日、野呂田芳成君が委員を辞任され、その補欠として福岡日出磨君が選任されました。

○ 委員長(中村太郎君) 物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○ 鈴木和美君 大臣、どうも連日御労苦さんでございます。

一番最初に、本当に秋に臨時国会が開かれるみたいな話がいまばつばつ出てるんですが、第二臨調をめぐつての動きで、そういう決意とか動きとか、本当にあるんでございましょうか。

○ 國務大臣(渡辺美智雄君) これは正式な話でなくして、新聞辞令みたいなものでございますが、ともかく第二次臨調の中間答申を受けて、大型新税のような増税は頭に考えないでそれで歳出のカットに臨むというようなことになると、やはり法律に関する問題もかなり出てくるのではないかと。そういうことになれば、当然に国会との関係があるわけですから、予算編成前にやっぱり国会は開かなくちゃならぬんだろうなという程度ぐらいいしか、私も実は知らないわけでございます。

○ 鈴木和美君 鈴木内閣ができ上がって、やっぱり秋に臨時国会を開くくらいの話をするのであれば、何で五十六年度予算のときにそれだけの決意で臨まなかつたのか、非常にそれは不満なんですが、私は。もちろん歳出のカット、大切なことだと思います。しかし内閣がこれを、全く予算が上がらないうちからそんな話が飛び出るということは、大変私は遺憾なことだと思うんですが、そういう気持ちを表明だけとりあげておきます。

さて、物品税の問題についてお尋ねいたしますが、必ずしも私も物品税専門家でございませんので、ある意味ではおさらいになるかも思います。同時に私に教えてもらいたい点もございます。

そういう意味で、まず最初にお尋ねしたいこと

は、物品税の課税の趣旨というのが、私は奢侈品に対して、つまりぜいたく品に対して課税をするというように承つておつたんですが、物品税の課税の趣旨というか目的というか、そういうものについてお尋ねをしたいと思うんです。

○ 政府委員(高橋元君) 物品税が昭和十二年に創設された際には、確かにいま仰せのありますように、戦争の当初のことでもござりますので、奢侈品を選んでかけ税しておつたことは事実でございます。

最初の課税品は十品目ございますが、貴石、真珠、貴金属、べつこう、さんごといったようなぜいたく品、それから物で申しますと写真機、フィルム、蓄音機、レコード、樂器という、昭和十二年当時にすればかなり高級なものであつたわけでございます。しかしながら、その後まあ財政の需要ということ、また戦時下における消費の抑制というようなこともございまして、毎年品目は著しく追加されまして、昭和十九年に百四の品目になりました場合には、極端なもので申し上げますと、たとえば仁丹、それからバター、ソーセージ、チーズ、ベーコン、それからカレンダー、お茶、それから割りばしというようなものまでかかつたことがあります。

で、昭和二十一年から後、また戦後のことですざいますからやみ市等のことがありまして、小売課税でありましたものが逐次製造課税に移されて、製造段階で把握できるものというようなことで品目の入れかえがあつて、それ以後物品税は見直しをして、そういう日用雑貨のようものを次第第に外してきたわけでござります。

昭和三十三年に、まあ税制調査会、當時は臨時税制懇談会であつたわけですが、そこで物品税が、いまの法形式でもそうでございますが、法律で決めたものに物品税をかけると、いまの法形式で申

しますと別表に掲げる物品には物品税をかけると
いうことになつておるだけでございまして、どう
いう品目を選んでかけるかということについて整
理が行われたわけでございます。そこでいまも鈴
木委員からお話ししがございました奢侈品に限ら
ず、比較的高価な便益品、趣味、娯楽品、身辺の
細貨類と、そういった身の回り品の中の比較的高
級なもの、そういうものに限定をするという考え方
をとりまして、その物品の消費の背後に相応の
担税力があると認められる物品に対して税負担を
求めるというふうに整理が行われたわけでござ
います。

まあ、これも蛇足でございますけれども、戦後
消費水準というものは著しく向上してまいりました
で、昭和二十五年には、当時自動車が二十五万台
であつたそうでございますが、それに課税をいた
しました。昭和二十九年には、テレビがまだはし
りの時代に、テレビを取り込んできたわけでござ
います。テープレコードも昭和三十年代になつ
て課税をするというような形で、消費生活の変遷
に応じましていま申し上げましたような花形商品
というものを物品税の課税対象にしてまいつて、
その結果が三十七年に、先ほどの繰り返しになり
ますけれども、奢侈品、便益品、趣味、娯楽用品、
身辺用細貨といふようなものを選びまして課税を
するという考え方になりました、その後品目の整
理は若干行われておりますが、この改正前、つまり
五十五年現在で申しますと六十八品目になつて
おるというのがいまの課税の根拠でございます。
○鈴木和美君 いまの物品税の考え方は個別消費
税と承つてよろしくございましようか。

○政府委員(高橋元君) そのとおりでございま
すから、消費者が税負担を負担していくだくわ
ます。

けでございます。で、理論的に申しますと、消費
に示される担税力に着目してかけるのが消費税で
ござりますから、消費に一番近いところで課税を
するということが理論上の原則であるとは思
います。しかしながら、そうなりますとすべてのも
のが小売課税かということになるわけでございま
すけれども、小売課税といふことになりますと、
これは納税義務者の数が非常にふえます。それか
ら小売課税になりますと、どうしてもふえる納税
義務者の中に零細の方が多くなつてまいります。
そうなりますと執行上の困難、そこから生じてま
ります税務上の水平的な不公平というものが當
然問題になつてまいりますので、現在のわが国
の物品税では製造課税段階というものがむしろ原則
でございます。これは規格的にかなり大量につく
られる商品につきましてはそういうことで十分対
処できるわけでございますが、しかしながら、製
造段階に必ずしもなじまないものがござります。
たとえば金、宝石といったようなものは、これは
生産できるものではございませんで、何回でも流
通をいたすわけでございます。そういうものでござ
いますとか、それから農家の副産品となります
よう大きな段通というんでござりますか、非常
に高価なじゅうたん、こういうものは製造段階で
課税するとまたこれは事務の複雑とか、それから
執行上の困難というのが起つてまいりますの
で、そういうようなものにつきましては、現在た
しか五つの品目について小売課税というものを残
しておるわけでございます。

○鈴木和美君 第一種の小売課税の問題について
て、法第五条の二及び三十五条の二が新しく追加
されたというように聞いているんですが、その新
しく追加されるときの背景とか理由などについて
お聞かせいたきたいと思います。

○鈴木和美君 税の課し方に歳出し課税と小売課
税の二つの方式がありますが、これはどうしてこ
う分けているような方式になつているんでしょう
か。

○政府委員(高橋元君) これは消費税でござ
いますから、消費者が税負担を負担していくだくわ
ます。

石の販売に際しまして、販売業者証明書制度とい
うものを四八年の改正で導入したその趣旨は何
かということと理解いたします。寶石は実は非常に課税のむずかしいものでござ
います。戦後これは製造課税ということでやつた
ことがあるわけでございますが、たしか昭和二十
八年まで製造課税、つまり加工をしまして指輪に
して売るとか、石を磨いた段階で課税したことが
あるんでございますけれども、なかなか製造と申
しましても物が小さくて非常に値が高いわけでござ
いますから、実際問題として遁脱が多かつたわ
けでございます。昭和二十九年でござりますか、
製造から小売に移しまして、小売の段階で課税す
ることにしましたときに、課税標準額が二十五倍
になつたという記憶がございます。そういうよう
なことで、製造課税から小売課税に移つたわけで
ございますが、小売にいたしましたも、大きなお
店を構えてやつておられる方はそうでないんです
けれども、いわゆるかばん屋といふのがございま
す。先生御存じのようになんかの宝石を入れ
て行商して歩くというような人がございま
して、そういう方は、小売課税ですと本来なら物品
税を払つていかなきやいけないわけでござります
が、納税義務を免れるということが往々にしてあ
る。そこで正規に課税をして納税をしておられる
納税義務者とかばん屋さんとの間のアンバランス
というのは当然問題になりますので、もぐり業者
の脱税が横行して正規業者が圧迫されることのな
いように業界の申し合わせで販売業者証明書制度
というものを実はつくつたわけでございます。業
者の中で、これはしっかりと方があ互いに証明
書を持ちまして、これはいわば卸と子卸の関係に
なるわけですから、卸や子卸のときには税金をか
けませんこの証明書を持って行けば。持つてい
ない人に売るとときには税金を取つてください。
取つてといふか、税金込みで売つてくださいと、
こういうことにしたわけでございますが、どうも
自主的な制度では必ずしもうまくいきませんの
で、四十八年度の改正で、もぐり業者による脱
税すればいいんですか。

○政府委員(高橋元君) これは小売でございま
せんので、いわば卸売に該当するわけでございま
すから、証明書を持った人に売るときは卸売とし
て小売課税はしないわけでございます。証明書を
持たない人に売る場合に小売というふうに判別を
いたすというのがこの証明書制度でございます。
○鈴木和美君 そうしますと、一番最後にかばん
屋さんから品物が売られたとしましようか。売ら
れたときに、一番最後の売つた人に課税になるん
ですか。

○政府委員(高橋元君) 一番最後に販売業者の
証明書を持つておる人が持たない人に売つた場合
に、消費者ということが多いと思いますが、その
場合に、持つておられる販売業者に納税義務が発
生するということでございます。仰せのとおりで
ございます。

○鈴木和美君 一番最後に売つたかばん屋さんが
だれかに頼まれたと言つたらどうなりましょう。
○政府委員(高橋元君) 委託販売の場合でも販
売業者証明書が必要でございます。つまり委
託をする人がそういう証明書を持っております場
合、その場合には要らないということになると思
います。

○鈴木和美君 Aの人が一番最後に売りますね。
その品物がBの人から頼まれたと。お互いに免許
を持っておるんですよ。免許を持っている人同士
で頼まれたというときには、どこのところに一体
課税すればいいんですか。

○政府委員(高橋元君) これは執行の問題ではござりますけれども、考え方は免許を持つておると申しますか、証明書を税務署長から交付を受けておる方、その方の間の販売はすべて非課税でござりますから、そういう方が何も持つてないわば消費者ですね、そういう方たちに売った段階で納税義務が起つてくるわけでございます。

○鈴木和美君 それはわかるんですよ。一番最後のところはわかるんだけれども、その免許を持つておる人があなたが免許を持っておる人が免許ではございませんで、売つたんだというときにはどうなりますかと聞いているんです。

○政府委員(小泉忠之君) 執行の問題でござりますので国税庁の方からお答え下さい。ですが、原則としてこれは免許ではございませんで、販売業者証明書と。この証明書を交付いたします際には業者としての適性を十分判断しまして交付するわけですが、原則的には委託の関係になります。でも、委託を受けた方が販売業者証明書を持つておりませんとその方が納税義務になる、こういう関係になります。

○鈴木和美君 それはわかるんですよ。つまりいたらい回しされて売つたときに、だれが課税されるのかということがややこしいと思うんですね。別な聞き方をすると、物品税というのは、間接税そのものは大体消費者からのつまり預りというよう理解していいですか、その税は。物品税といふのは消費者からのつまり一時預りなんだ、そういうふうに理解していいですか、別な角度から聞きますけれども。

○政府委員(高橋元君) 納税義務者は業者でござりますけれども、税を負担される方は消費者ですから、まさに鈴木委員おっしゃるように、消費者から税金を預つておるということになるわけですね。その担保されているの

があればいいんですけど、私がさつき質問したかばん屋みたいなものは、ぐるぐるぐるぐる回つているうちに、三十五条の一を見ても、五条の一を見ても罰則の担保がないんですね、これはだからどこでどう売つてあるかわからぬと、つまり捕捉ができないというような関係にあると思つんですがいかがですか。

○政府委員(高橋元君) 僕りその他不正の手段で証明書をもらった場合、これは四十五条違反でございますから罰則の適用ございまして、十万円以下の罰金または料金、それから人の証明書を借りてきた、人に証明書を貸した、または人に証明書をやつたという場合も同様に罰金または料金、それから人の証明書を使って買つてきたという場合も同じでござります。ですから、言葉は悪いんですが、インチキな証明書を使つた場合には、証明書を使つたことについて罰則がございます。

それから、物品税は全体といたしまして罰則がございまして、「偽りその他不正の行為により物品税を免れ、又は免れようとした」場合には、「五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と。間接税でござりますから、御案内の国犯法の規定によりまして通告処分という形もとられてるわけであります。

○鈴木和美君 そこではっきりしてくることは、先ほどの話にまた戻りますが、そのかばん屋さんが、自分が証明書を持つておって、一番末端のところで売つたときはその人が払わなきやならぬということになりますね、預かり金ですから。だけれども、この人が証明書を持っている人から頼まれた。またそつちからも頼まれたと。ぐるぐる回つていくと、つまり捕捉をしようとしてもなかなかできないんじゃないですか。そういう問題があると思うんですが、いかがですか。

○政府委員(小泉忠之君) 法律によりまして、物品税によりまして、その証明書を所持している方に売つた場合には――証明書の番号がございます、番号を帳簿に記載するかあるいは税務署の方へ申し出していたく、こういう制度になつております。

○鈴木和美君 その場合大体物品税というのは預り金だから、払わなかつた場合には罰則が裏に担保されているわけですね。だから預りということがあります。

○政府委員(高橋元君) それはありますよ。しかし課税される業者が、おれは頼まれたんだと言つたらそこにいかなきやいかぬでしょう、頼まれたと言つたら、そこへ行つたらまた頼まれたと言つたら、またそこまで行かなきやならないですか。そういう捕捉というものをやりになるわけですか。

○政府委員(高橋元君) 執行の問題は国税庁からお答えしますが、受託関係がございましても受託者が小売をいたしました、つまり消費者に渡しました場合には受託者に納税義務が発生するわけでございます。

そこで、いま仰せのこととは、そういう場合に納税義務が履行されたかどうかどうやって確認するのかという仰せかと思いますけれども、その点は物品税法上、課税物品を売ります場合には記帳の義務がございまして、どこから幾らで仕入れて、いつ幾らで売つたということを書くことになつておりますので、そういう記帳義務を通じて担保されますが、また国税庁からお答えがあると思いますが、隨時検査もいたしておりますということをございます。

○鈴木和美君 これ以上言いませんけれども、現実はそういうふうになつてゐるんですけども、かばん屋というのは大変巧妙に歩いているわけですから、お答えございましたが、卸の段階で転々するといつた場合にはこれは課税は行われないわけですが、お持ちの方同士で販売業者証明書をお持ちの方が持つてない方に売られたときになります。

○鈴木和美君 これはもうさつきから聞いています。本当にわかるんですよ。つまり捕捉をしないとわかるんじやないかということを言つてゐるんじゃないんじやないかということについてお尋ねしたいんです。

○政府委員(矢澤富太郎君) 税収の数字でござつて、一人当たりどのくらいの仕事をやつて、職員がどのくらいおつて、そして各監視部門ごとに国税の犯則取締法を適用する件数などのぐらいについて、一人当たりどのくらいの仕事やつてゐるのかということについてお尋ねしたいんです。

○政府委員(小泉忠之君) 後段の御質問にお答え申し上げますが、現在五十五年度の定員で御説明申し上げますと、税務署の總体の總人員が四万二千名でございますが、そのうち間税職員は八、五百、三千五百九十三名になつております。

で、御指摘の点、犯則事案でございますが、これは最近は年間大体七百件から八百件というところでございまして、五十四年度の間接国税の犯則事件の検挙件数、これは七百五十九件ということになつております。そのうちで物品税関係は五百五十八件ということでございまして、それのうち八〇%程度はやはり宝石類の事案という第一種物品の事案ということになつております。最近では宝石類の販売業者、特に各地のホテル等を会場といたしまして極端な割引広告によつて客集めをするという、展示販売業者による大口の脱税といつたものも最近では目立つてきております。

で、対象となります第一種物品の業者数でござりますが、ほぼ十万三千件というようなことになつておりますので、金体として御指摘の間税職員一人当たりの調査対象場数、これをはじめると、間接税関係は十四税目ござりますので、酒税とかあるいは揮発油税等も含めましてこれを計算いたしますと大体一人当たり百二十件程度ということがありますのでおりまして、十年前と比べますと、十年前が八十七件でござりますのでかなりの増加になつておる、こんな状況でございます。

○鈴木和美君 大臣、私が立つといつもしつく國税職員のことばつかり言つて申しきれないんでですが、いま申し上げていることは本当に執行上の問題として大変問題があるわけですよ、それは直税にしても間税にしても。そういう意味から、ぜひ大臣の全体の職員に対する考え方をもう一度ここでお聞かせいただけませんか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 間接税関係は全体の国税の中で占める割合は少ないわけです。非常に物がこういうような物ですから細かくなっていますから。しかしながら、そういうような不正がありますから。しかしながら、そういうふうな不正があり、ありますから重点的に取り締まりをしなきやならぬ、そう思つております。

国税全体の人員をふやす問題については、これはもう重ねて私は何回も言つているよう、今日これで十分だというふうには考えておりませんので、今後とも充実に努力はしていきたいと思っております。

○鈴木和美君 主税局にかばん屋についての具体的な取り締まりというか対策というか、特別あればいまお聞きかせいただきませんか。

○政府委員(小泉忠之君) かばん屋対策、執行上の問題でござりますのでお答え申し上げますが、先生御指摘のように、貴宝石類は小型で非常に高価なものでございまして、やはり購入者であります消費者まで税務署が目を届かせるということは從来からなかなかむずかしくて、脱税の事案が非常に多いということでござりますけれども、先ほど局長からもお答え申し上げましたように、販売業者証明制度を導入いたしまして、四十八年以降かなりその点は正常化されつつあるということです。ございますが、いずれにしても根絶することはなかなかむずかしいというような状況でございます。

で、問題はやはり宝石類が裏商品化するといふことが問題でございまして、そういう意味では販売業者証明書制度というのは非常に有効ではあるわけでございますが、やはりかいつまんで申し上げますといろんなケースがございまして、どうも裏商品化する道を根絶するわけにはいかない、たとえば販売業者証明書を持っておられる業者が倒産するといったような場合には、それがそのまま裏商品へ流れるというような可能性もござりますし、それから消費者から買ひ取り、買ひかかるとき下取り品で入手したものが裏商品化す

裏商品化する、あるいは海外旅行で仕入れてきたものが、やはり何といつても情報、資料が必要であるということをございまして、現在は税関部挙げて情報、資料を積極的に収集して、何とか裏商品化が過大にならないよう食いとめておるというような状況でございます。

○鈴木和美君 どうぞこれから関係者の皆さんの努力を期待します。

さて、物品税の今回の問題に入りますが、先ほど物品税は奢侈品の課税からずっと歴史をいまお尋ねしたんですが、そういう歴史的な過程を踏まえながら今回のこの増税を見ますと、一方で高級な衣類とか建具とかスキートか、高級スポーツ用品などが非課税になつていながら、最も大衆が使ふるする家電製品などずっと軒並みに入つてゐることは、非常に本来の物品税法の目的から反してゐるというふうに私は思うんですが、いかがでしょう。

○政府委員(高橋元君) 家電製品というお話をござりますけれども、家電製品の中でもたとえばテレビでございますとか電子レンジでござりますとか、今回課税をという案をつくりまして御審議をお願いしておりますビデオオーディオレコーダー、こういうものはかなり高いものでござりますし、そういうものの購入ということ、消費ということ、それの背後に担税力を想定をいたしまして物品税の負担をお願いをいたすということは、これは私どもはかかるべき方法ではないかというふうに考えておるわけでございます。それに比べて、たとえば一着百万円の着物それが課税になつていなさい、それから非常にりっぱな建具が課税になつてない、スポーツ用品でも課税がされていないでないかという御指摘がござります。

昭和二十四年までは織物消費税というものをかけさせていただいておったわけですが、二十九年

それから三十四年それがやめになりました、二十九年と三十四年に織物消費税法を国会にお出ししたわけでござりますけれども、いずれも結果的に廃案になりました。そのときの理由は製造者がきわめて繊細である、たとえば西陣——名前を挙げても悪いんですが、西陣あたりは金糸銀糸の縫い取りでござりますとか非常に高級な染めでございますとか、そういう伝統的な技術というものがいるというようなことで、とても納税の負担にたえないし、伝統的な製造、制作技術を保存する必要があるということから課税が実現を見なかつたわけでござります。建具はこれは物品税でございまますから物品にかけるということになつておりますて、たとえばふすま、それから欄間の彫り物といふもの、かなり高いものがあると思うんです。ところが建物に組み込まれてしましますものですからちよつと物品といふ判断がなかなかつきませんので、建具の中には物品にならないものが、物品と認められないのがかなりある、原則として物品ではないのではないかというふうに考えておられます。それからスキーでござりますけれども、これは先ほど御説明を申し上げておりました昭和十四年以来の歴史では、スキー、スケートその他すべてのスポーツ用品は課税されておつたわけですが、昭和三十七年に課税を廃止いたしました。その理由は、やはり納稅義務者の需要規模が非常に小さいということでござります。今回改正をお願いいたしております案の中でも、案をつくります際にも、審議をお願いしております課税案をつくります際にも、いろいろ検討はいたしたわけでございますが、やはり從来の考え方で比較的の高価な便益品、趣味、娯楽品、奢侈品というものを対象として既存の課税物品と競合するものについて新規の課税に取り込むことについて案をつくりまして御提出をいたしておりますということでございます。

なんものが取り込まれたということから見ると、これは推測の域を出ませんけれども、かねて大蔵省自体が直税と間税の比率の問題をめぐって、間接税の比率を高めたいという考え方があるやに私は聞いているんですが、そういう考え方からして、今回のつまり、個別消費税の物品税であるのにたくさん取り込むことによって間接税を高める布石じやないか、というように私は勧めるのですけれども、そういう考え方は現にあるんですか。

○政府委員(高橋元君) 先ほども申し上げたわけでございますが、今回の物品税改正案は、従来の個別消費税としての物品税、この考え方方に従いましてその後の四十八年以来改正をお願いいたしておりませんので、その後の世の中の消費水準の変化、新規物品の開発等によりまして課税をバランス上した方が妥当であるというようなものについて、物品を拡張する案をつくりましてお願いをいたしております。

これによりまして国税全体の中に占めます物品税の割合は、五十五年度の四・〇から五十六年度四・一と〇・一%上がりますけれども、従来からの考え方の踏襲であると申し上げましたゆえんは、間接税の比率といふものを大きくこれによって広げている点を御認識いただきたいと思うわけでございます。

直前の比率をどうするかということは、国税といふのは二十数種の税目を組み合わせまして全体として所得、それから消費、流通、そういうことを課税の何といいますか、標準と言つたら言葉は過ぎますが、課税の原因としまして組み合わせによって各所得階層にそれぞれ負担をお願いをしていくということですから、超絶的に、アブリオリにどういう直間比率が正しいかということは実はなかなかないわけでございます。むしろ直間比率が現在七・一対二・九になつておりますが、それはむしろ沿革の所産であるという点がかなり多いと思いますけれども、バランスのとれた税制をどういうふうに考えていくかという点については、それはそういう大きな問題として引き続

いて検討課題であろうとは存じます。

○鈴木和美君 大臣にちょっとお尋ねしますけれども、大型間接税はやらない。一般消費税については限度に来ているよう私は思うのですよ、いろいろなものにかける税率、かけ方も。そうすると一体、これからどういうふうにしていくのかということが、基本的に点がみんなぼけているように思つのです。しゃきっとしたところの方針が貫かれていらないみたいに思うのですが、この点についてはどう思いますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そういううざつくばらんに言つて御指摘もあるうかと存じます。問題は、所得税には手をつけないというようなこともございまして、一方御承知のとおり、八千億円程度の歳出カットはいたしましたけれども、その一方でどうしても一兆九千億円程度の当然増と、いうものがあるわけですから、自然増收は国債の減額と地方交付税と国債費でもうなくなつちやつているということになりますと、やはり財源を調達しない場合には歳出増に応じられないということですね、第一は、したがつて多くの税目から薄く広くまあお願いをしたということですよ。それは結局は、分配されたのが社会保障と文教と科学技術と、そういうもので三分の二以上全部いつてしまふわけですから、ですからどういうことに分配されたかといふ、分配された一般歳出の増の中で、一兆三千億円ふえただれども、その中でどういうものがふえたかと、みんな四・三%、平均で四・三%しかないんだけれども、ふえるものはかなりもう六十億円も社会保障だけでふえるわけであります。しかしながら、なるほどもと筋道のきちつと立つたような取り方があるんだやないかといふ私は御批判もあるうかと思います。しかしながら、私は御税の中ではかとのバランス等も考えて品目を追加したと。カラーフィルムとかテレビとかなんかあ

とも、もうある程度現在の物品税の法の体系の中ではも国会決議などもあつてなかなかやりにくい。

他方では、現行の物品税の法律の考え方からいっても、大型間接税はやらない。一般消費税については乗用車と同じように乗用するという点に着目をいたしますと、輸送という便益を自動車によって得ておるわけでございますから、税率上貨物積載部分があるという点について配慮をいたしまして、一七・五%対一〇%という税率の格差はつけさせておりますが、これも新規の課税にお願いをしておるわけでございます。

○鈴木和美君 一番最後に、これからどうするかということをお伺いしますが、その前に、今回六十八品目の課税の中で二十二ですか、新しく課税対象にされたのは、この課税対象にされた物品の客観的な選考の基準というものは、何でこう選んだんでしょう。

○政府委員(高橋元君) 現行の課税物品といわばその同じような効用を提供しておりますと、同じような消費税としてのたてまえから競合するという観点から課税をお願いをいたすもの、今回法案でお出ししておりますビデオテープレコード、テレビのカメラ、ビデオのプロジェクター、こういうものはテープレコーダー、それから写真機、それからムービーの撮影機、テレビジョンの受像機、こういうものとのバランスから、大臣からもお話をありましたように、むしろより高級なものと言つてもよろしいものということで課税をいたしておりますわけであります。

それから、四百リットル以上の大型冷蔵庫といふのを政令の改正で課税をいたすようにいたすわけでございますが、従前は四百リットル以上非課税であったわけでございますが、四百リットル以上七百リットルぐらいまでの冷蔵庫といふものが家庭にかなり入ってきております。で、その方が二〇%の物品税を払わないということもバランス上おかしい。三百何十リットルといふ冷蔵庫には課税があつて、四百リットルから七百リットルの冷蔵庫に課税がない。同じように家庭で消費されるということであるのはやはりバランス上問題があるということで、これは課税をお願いいたしておるわけでございます。

○政府委員(高橋元君) 税率は、物品税は分類差等税率と申しまして、標準の税率をいま一五といふふうに考えておりますが、それよりもより高い自動車が抜き出されて課税される、これははどういう理由ですか。

○鈴木和美君 もう一つの理由を聞きたいのは、五十八品目ある製造段階での課税物品の中から、消費を反映しておると思われますものについては三〇%、二〇%という税率を設けております。より何と申しますか、軽減すべき消費と考えますものには一〇%、五%という税率をしております。

たとえば白粉あたりは5%でございます。それから小型自動車は一五%でございます。大型の冷蔵庫は二〇%，それからモーターボートですと一番高級なのは三〇%，こういう課税になつております。そういう分類差等課税という頭でございますが、その中で自動車、いまお話をございましたが、大型自動車二千cc以下の普通の五ナンバーでござりますが、これは從来は一五%でございました。

大型冷蔵庫が二〇%で小型の自動車が一五%と、そこはやはり税率上おかしいのではないかという考え方方が從来からございまして、今回大型のオートバイ、二百五十cc以上の大きなオートバイ、それから自動車、四輪自動車の中の小型、それから二千cc以上の大型の乗用車と、それらにつきまして税率の引き上げをお願いをいたしたわけでござります。

○鈴木和美君 昨日参考人の皆さん三人からいろいろな御意見を聞きまして、特にVTRの問題について大変私は業界の強い意見があつたことを今まで記憶しているんですが、このVTRというか、電気のテレビ関係というか、そのものは今までのずっと経過を見ますと、大体普及率が一〇%以上になったときには普及が強くなっていますね。現在VTRなどは、業界のお話の中でも五%もしくは一五六%だと、すでに研究費それからいろいろな設備投資のお金が大変かかっておる、そういうときに、いま段階的な課税の方法がどうされたにしても大変影響力が出ちやつて取り返すのに大変だと、こういうようなお話をございまして、できれば一年ぐらい猶予を持てないかといふお話を大変強く進藤さんからも当委員会において意見表明があつたわけですね。で、参考人の皆さんの意見をこの委員会に出席している委員さんみんな、なるほどとこう思つたんですね。そういうことについての対応の考え方、いかがでしょ

う。

○政府委員(高橋元君) 個別物品税、個別消費税でござりますものですから、課税の対象になります品目は法律改正で追加をしていただくわけでござります。

さいます。

先ほど冒頭にお答えを申し上げておりましたよ

うに、戦後消費水準が非常に上がつてしまつて、家庭に耐久消費財がどんどん入つてまいりました。

した。その過程で、たとえば一般の世帯にはラジオがずっとありますところへテレビが普及を始めた段階で、昭和二十九年にテレビに課税をお願いをしたわけですが、当時の普及率は〇・三%であつたわけでございます。それから小型の車も昭和二十四年から課税をお願いしておるわけですが、その時代には、いまから考えられないことですけれども、日本じゅうの乗用車というのは二十万台しかなかつた、その時代から課税をお願いいたしております。それからテープレコードにしても三十四年に課税をお願いしたときは五%未満ということございました。既存の消費財との課税上のバランスということから申しましたとしておるわけであります。それからテープレコードにしても三十四年に課税をお願いした方がむしろ理論的であるというふうには考えられますが、昭和四十八年以来長いこと物品税の改正をいたしませんでしたので、今回VTRについて課税をお願いするようになつたわけでございます。

で、その時代には、いまから考えられないこと

が

うことから見ると、いまのお話と業界のお話とは大分食い違つようと思ふんです、業界の言い分に対するどの程度つかんでいらっしゃるんです

か。

うお話をありましたことは私も承知しておりますが、実は物品税が五%課税されますのは製造場においてでございますから、流通マージンがどう推移するかはよくわかりませんけれども、その税額がずっと末端まで行きました場合には、小売価格が五%またはそれ以下であろうと思いま

す。

かと、私はこう見るんすけれども、もう一度そ

の辺の推測についてお尋ねします。

○政府委員(高橋元君)

手元に昨年の八月まで

の生産、それから国内の出荷、輸入輸出等の数字がございますが、家庭用のVTR、二分の一インチのカセットテープをはじめやつてござりますが、これの国内生産は五十三年が百四十七万台、五十四年が二百十九万九千台、五十五年は一八八万台の間に二百四十一万台七千台というふうに、非常に伸びてきておるわけであります。一方で輸入は六万台、いま幾らかふえておりますが、大体国内生産は圧倒的にふえておりまして、それから国内出荷も順調に四十万台が四十八万台になり、一八八九年では八十三万台というふうに伸びてきております。その伸びが非常に急激であつたために、ここで足踏みが起つておるのかという点のお尋ねもあるわけでござりますけれども、業界の見込みでもあるわけでござりますけれども、

月で昨年は八十三万台というふうに伸びてきてお

ります。

この伸びが非常に急激であつたために、

ここでもあるわけでござりますけれども、

業界の見込みでもあるわけでござります。

で、現に経済的な背景が、こう消費がばたつと

現状とまつてゐるような状況の中での増税ですか

ら、かつての伸びるときとは非常に状況が違つて

思ふんですね。ましてや、こういう業界というの

は競争の激しいところでもありますし、下手なこ

とをすればポストカラーテレビと言われているよ

うな品物に対しても大変なダメージを与えるんじゃ

ないかと思うんですよ。経済的な背景から見ると、つまり從来のようない推測だけではいかないんじゃない

ないか、やっぱり消費がとまっちゃうんじやない

かと、私はこう見るんすけれども、もう一度そ

の辺の推測についてお尋ねします。

○政府委員(高橋元君)

手元に昨年の八月まで

の生産、それから国内の出荷、輸入輸出等の数字

がございますが、家庭用のVTR、二分の一イン

チのカセットテープをはじめやつてござります

が、これの国内生産は五十三年が百四十七万台、五

十四年が二百十九万九千台、五十五年は一八八

万台の間に二百四十一万台七千台というふうに、非常に

伸びてきておるわけであります。一方で輸入は六

万台、いま幾らかふえておりますが、大体国内生

産は圧倒的にふえておりまして、それから国内出

荷も順調に四十万台が四十八万台になり、一八

八九年では八十三万台というふうに伸びてきてお

ります。

その伸びが非常に急激であつたために、

ここでもあるわけでござりますけれども、

業界の見込みでもあるわけでござります。

で、現に経済的な背景が、こう消費がばたつと

現状とまつてゐるような状況の中での増税ですか

ら、かつての伸びるときとは非常に状況が違つて

思ふんですね。ましてや、こういう業界というの

は競争の激しいところでもありますし、下手なこ

とをすればポストカラーテレビと言われているよ

うな品物に対しても大変なダメージを与えるんじゃ

ないかと思うんですよ。経済的な背景から見ると、つまり從来のようない推測だけではいかないんじやないか、やっぱり消費がとまっちゃうんじやない

かと、私はこう見るんすけれども、もう一度そ

の辺の推測についてお尋ねします。

○政府委員(高橋元君)

手元に昨年の八月まで

の生産、それから国内の出荷、輸入輸出等の数字

がございますが、家庭用のVTR、二分の一イン

チのカセットテープをはじめやつてござります

が、これの国内生産は五十三年が百四十七万台、五

十四年が二百十九万九千台、五十五年は一八八

万台の間に二百四十一万台七千台というふうに、非常に

伸びてきておるわけであります。一方で輸入は六

万台、いま幾らかふえておりますが、大体国内生

産は圧倒的にふえておりまして、それから国内出

荷も順調に四十万台が四十八万台になり、一八

八九年では八十三万台というふうに伸びてきてお

ります。

その伸びが非常に急激であつたために、

ここでもあるわけでござりますけれども、

業界の見込みでもあるわけでござります。

で、現に経済的な背景が、こう消費がばたつと

現状とまつてゐるような状況の中での増税ですか

ら、かつての伸びるときとは非常に状況が違つて

思ふんですね。ましてや、こういう業界というの

は競争の激しいところでもありますし、下手なこ

とをすればポストカラーテレビと言われているよ

うな品物に対しても大変なダメージを与えるんじゃ

ないかと思うんですよ。経済的な背景から見ると、つまり從来のようない推測だけではいかないんじやないか、やっぱり消費がとまっちゃうんじやない

かと、私はこう見るんすけれども、もう一度そ

の辺の推測についてお尋ねします。

○政府委員(高橋元君)

手元に昨年の八月まで

の生産、それから国内の出荷、輸入輸出等の数字

がございますが、家庭用のVTR、二分の一イン

チのカセットテープをはじめやつてござります

が、これの国内生産は五十三年が百四十七万台、五

十四年が二百十九万九千台、五十五年は一八八

万台の間に二百四十一万台七千台というふうに、非常に

伸びてきておるわけであります。一方で輸入は六

万台、いま幾らかふえておりますが、大体国内生

産は圧倒的にふえておりまして、それから国内出

荷も順調に四十万台が四十八万台になり、一八

八九年では八十三万台というふうに伸びてきてお

ります。

その伸びが非常に急激であつたために、

ここでもあるわけでござりますけれども、

業界の見込みでもあるわけでござります。

で、現に経済的な背景が、こう消費がばたつと

現状とまつてゐるような状況の中での増税ですか

ら、かつての伸びるときとは非常に状況が違つて

思ふんですね。ましてや、こういう業界というの

は競争の激しいところでもありますし、下手なこ

とをすればポストカラーテレビと言われているよ

うな品物に対しても大変なダメージを与えるんじゃ

ないかと思うんですよ。経済的な背景から見ると、つまり從来のようない推測だけではいかないんじやないか、やっぱり消費がとまっちゃうんじやない

かと、私はこう見るんすけれども、もう一度そ

の辺の推測についてお尋ねします。

○政府委員(高橋元君)

手元に昨年の八月まで

の生産、それから国内の出荷、輸入輸出等の数字

がございますが、家庭用のVTR、二分の一イン

チのカセットテープをはじめやつてござります

が、これの国内生産は五十三年が百四十七万台、五

十四年が二百十九万九千台、五十五年は一八八

万台の間に二百四十一万台七千台というふうに、非常に

伸びてきておるわけであります。一方で輸入は六

万台、いま幾らかふえておりますが、大体国内生

産は圧倒的にふえておりまして、それから国内出

荷も順調に四十万台が四十八万台になり、一八

八九年では八十三万台というふうに伸びてきてお

ります。

その伸びが非常に急激であつたために、

ここでもあるわけでござりますけれども、

業界の見込みでもあるわけでござります。

で、現に経済的な背景が、こう消費がばたつと

現状とまつてゐるような状況の中での増税ですか

ら、かつての伸びるときとは非常に状況が違つて

思ふんですね。ましてや、こういう業界というの

は競争の激しいところでもありますし、下手なこ

とをすればポストカラーテレビと言われているよ

うな品物に対しても大変なダメージを与えるんじゃ

ないかと思うんですよ。経済的な背景から見ると、つまり從来のようない推測だけではいかないんじやないか、やっぱり消費がとまっちゃうんじやない

かと、私はこう見るんすけれども、もう一度そ

の辺の推測についてお尋ねします。

○政府委員(高橋元君)

手元に昨年の八月まで

の生産、それから国内の出荷、輸入輸出等の数字

がございますが、家庭用のVTR、二分の一イン

チのカセットテープをはじめやつてござります

が、これの国内生産は五十三年が百四十七万台、五

十四年が二百十九万九千台、五十五年は一八八

万台の間に二百四十一万台七千台というふうに、非常に

伸びてきておるわけであります。一方で輸入は六

万台、いま幾らかふえておりますが、大体国内生

産は圧倒的にふえておりまして、それから国内出

荷も順調に四十万台が四十八万台になり、一八

八九年では八十三万台というふうに伸びてきてお

ります。

その伸びが非常に急激であつたために、

ここでもあるわけでござりますけれども、

業界の見込みでもあるわけでござります。

で、現に経済的な背景が、こう消費がばたつと

現状とまつてゐるような状況の中での増税ですか

ら、かつての伸びるときとは非常に状況が違つて

思ふんですね。ましてや、こういう業界というの

は競争の激しいところでもありますし、下手なこ

とをすればポストカラーテレビと言われているよ

うな品物に対しても大変なダメージを与えるんじゃ

ないかと思うんですよ。経済的な背景から見ると、つまり從来のようない推測だけではいかないんじやないか、やっぱり消費がとまっちゃうんじやない

かと、私はこう見るんすけれども、もう一度そ

の辺の推測についてお尋ねします。

○政府委員(高橋元君)

手元に昨年の八月まで

の生産、それから国内の出荷、輸入輸出等の数字

がございますが、家庭用のVTR、二分の一イン

チのカセットテープをはじめやつてござります

が、これの国内生産は五十三年が百四十七万台、五

十四年が二百十九万九千台、五十五年は一八八

万台の間に二百四十一万台七千台というふうに、非常に

伸びてきておるわけであります。一方で輸入は六

万台、いま幾らかふえておりますが、大体国内生

産は圧倒的にふえておりまして、それから国内出

荷も順調に四十万台が四十八万台になり、一八

八九年では八十三万台というふうに伸びてきてお

ります。

その伸びが非常に急激であつたために、

ここでもあるわけでござりますけれども、

業界の見込みでもあるわけでござります。

で、現に経済的な背景が、こう消費がばたつと

現状とまつてゐるような状況の中での増税ですか

ら、かつての伸びるときとは非常に状況が違つて

思ふんですね。ましてや、こういう業界というの

は競争の激しいところでもありますし、下手なこ

とをすればポストカラーテレビと言われているよ

うな品物に対しても大変なダメージを与えるんじゃ

ないかと思うんですよ。経済的な背景から見ると、つまり從来のようない推測だけではいかないんじやないか、やっぱり消費がとまっちゃうんじやない

かと、私はこう見るんすけれども、もう一度そ

の辺の推測についてお尋ねします。

○政府委員(高橋元君)

手元に昨年の八月まで

の生産、それから国内の出荷、輸入輸出等の数字

がございますが、家庭用のVTR、二分の一イン

も、これと見合つ車をイギリス、アメリカ、ドイツ、フランスでそれぞれ選び出して、それの小売価格を最近時点で比較してみますと、日本のブルーバードは四五六千円でございます。これは増税前で、増税額を込みにしております。アメリカが百十七万円、イギリスが三百三十六万円、ドイツが二三百三万円、フランスが二百十六万円。同じ便益を提供する同じくらいの大きさの車で、いま申し上げたように日本の車はフランスの半分ぐらいの値段で売られておるわけでござりますから、したがつて効用を取得するための自動車に対する支出という点からしますと、日本の車が安く、物品税がいわゆる従価税として価格に対しても一五%、今度は一七・五%負担をお願いするという点からしますと、むしろ安く済むわけでございます。そういう検討が加えられてないというのが一つの問題だと思います。

それからもう一つの問題は、どのくらいの期間車が走るかということでござりますけれども、自工会の試算はたしか八年ということをございますし、それから私どもは法定耐用年数の六年間ということで比較をしてみた方が実際的ではないかとうふに考えます。

もう一つ、自工会は車体に対する課税だけを取り上げておられます、やっぱり車だけではダメなので、燃料課税も加えて考えてみる必要がある。こういう考え方をもつて自工会の試算について私どもなりに計算をいたしてみますと、日本の車が六年間、千六百ccの車が走りまして、車体課税と燃料課税を負担するわけでござりますけれども、一応年平均しますと、日本が今回お願ひしております物品税引き上げ後で十四万一千円でござります。イギリスが二十二二万六千円、ドイツが十五万円、フランスが二十三三万六千円で、アメリカだけは二万七千円でございますが、日本とヨーロッパと比べれば、いま申し上げました数字のように、日本の自動車に対する税負担は車体、燃料を通じて見ますと、かなり差があるということは申し上げられるというふうに考えます。

○鈴木和美君　自動車業界の推定では、いま大変消費が落ち込んじやって、輸出でカバーするといふことも大変規制条件が強い。そういう中で年率八%ぐらい落ちつこっている。そこに今回増税が行われると、どうしてもやはりメーカーに入るか、販売店に入るか、消費者の方に転嫁するといふことになるんでしようけれども、そのためには需要が落ち込むという見方をしているわけですね。

それで、御案内のように、自動車を取り巻く関係人口というのは四百万ぐらいおるんじやないでしようか。そういう落ち込みと、四百万人に対する影響というのは私は大変な影響をもたらすんじゃないかと思うんです。したがいまして、この自動車の税の上げと今後の消費傾向というものをどういうふうにつかんでおられるのか、お聞きしたいと思うんです。

○政府委員(高橋元君)　増税をお願いをいたしますと末端の小売価格が上がるわけでござりますが、今回二・五%税負担の引き上げをお願いいたします。それが末端までそのままいきますとどのくらいの小売価格の引き上げになるかといふ試算でございますけれども、大体一・六五%ぐらいであろうというふうに思います。で、一・六五%乗用車の値段が上がった場合に、需要がどれだけ減るかということでございます。自工会がいろいろ試算をなさつておられるのを拝見いたしまして、価格が一〇%上がるとなれば八%減る。弾性値はマイナス〇・八、こう言つておられますから、アメリカでの事例とか、いろいろ日本につきましても計算をしておられる学者があるわけですが、そういう方々の数値を見ますと、マイナス〇・四とか、〇・六とか、いろいろな数字がござります。私ども今まで余り自動車の増税をしておりませんので、増税による直接の弾性値というのはよくわからんといふんですが、いろいろの学説それから試算値等を総合いたしますと、弾性値はマイナス〇・六、つまり価格が一〇%上がりますと需要が六%減るというようなことを考へるのが一番いいんではないかと思います。一・六五%末端価格が

上がります場合に乗用車の需要は○・九%減るというふうに考えております。それがG.N.P.に及ぼす影響、鉱工業生産に及ぼす影響について申し上げますと、G.N.P.には一万分の一、鉱工業生産指数を一万分の二引き下げるという影響であろうかと思いまして、いま申し上げました一%弱の需要減ということは自動車のこれから需要の中で十分消化がお願いができるんではないかというふうに考えておる次第でござります。

○鈴木和美君 今回の物品税の改正に伴つて、これは風聞ですから確実なところは私もつかんでゐるわけじゃないですけれども、アメリカがこの物品税の改正について非常な関心を持つて、何か日本政府に対しても直接か間接か知りませんけれども、何らかの申し入れというか、アプローチというかあつたようになってるんですけど、そういう事実があればお聞かせいただきたいと思うんですね。それに對してどういうふうに日本政府として答えたのかお聞かせいただけませんか。

○政府委員(高橋元君) ブロック通商代表、ホーマツ国務次官補、こういう方々がアメリカの議会の公聴会で述べられておりますのは、物品税率を一律に引き上げ普通車と小型車の価格差を拡大させることに失望している、こういう御発言があつたよう聞いております。

しかし、自動車について私どもとしては今回二・五%という税率の引き上げをいたしましたのは、先ほどもお答えした大型冷蔵庫が二〇で小型の自動車が一五と、そういうことが問題ではないかという考え方からしますと五%の引き上げといふ方がむしろ分類差等税率の理論からしますといふわけでござりますけれども、その上げ幅を抑制いたしましたのは日米間の自動車の問題にも配慮して、今後ともアメリカ側の理解を深めるように努力をいたしてまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 私の持ち時間が四十分までだそうですから、物品税はまたあしたも聞く時間がござりますので、印紙税についてちよつとお聞かせいただきたいと思うんです。

まず、印紙税というのはどういう歴史的な経過を持つているのか、概略でいいですから教えていただきたいと思うんです。

○政府委員(高橋元君) これは非常に沿革の古い税金で、もうできましてから百数年の経過を経ております。明治六年に「受取諸証文印紙貼用心得方規則」というのがございまして、それから始まりまして証文には印紙を張るということをございます。財産権の創設、移転、変更ということを証明すべき文書はすべて課税するという考え方でまいりまして、除外されておりません証書にはすべて印紙を張らなければならないということをございました。それが三十一号証書で、その他の証書と言われておりましたのが非常に課税トラブルがありましたこと等もありまして、昭和四十二年に現行――ごらんいただいております印紙税法ができましたときに、二十五種類の課税文書に限つて限定列举主義で印紙の貼付をお願いをするという制度になつておるわけでございます。

○鈴木和美君 何か取引とか契約とか、そういうのがあると必ずその印紙を張らにやいかぬということですか。

○政府委員(高橋元君) 印紙税法上課税のされる文書が二十五決まっておりまして、たとえば不動産の譲渡契約書とか、消費貸借の契約書、請負の契約書、手形、商品券、株券、受取書、それから預貯金の証書、保険証券、並べますと全体で二十五でございますが、そういう特に文書がつくられまして行使される背後に担税力が推定できる文書というものを限定例挙して課税をいたしております。

○鈴木和美君 権利の譲渡とか担税力が移るというためのしの印紙なんですか。何のためにあれは張るんですか。

○政府委員(高橋元君) 明治の三十年ごろまで

は、たとえば証文に印紙を張つておりませんと裁判所に持つてまいりましても証拠力がないということをいたしておつた時代もござりますが、現在はそういうふうに印紙税はなつております。印紙税を仮に捕脱しております文書でも裁判上の証拠力としては差がないという扱いでございますけれども、印紙税の本質と申しますのは、印紙税の課税文書、先ほど申し上げましたような手形とか受取書、契約書、そういう文書をつくります場合に、その背後に経済取引があるわけでございます。その経済取引に着目をして非常に軽い税金で課税をお願いするこれは流通税でございます。経済取引に課税をするわけですから、すべての経済取引に課税されるかと言いますと、やはりその場合に文書がつくられなければならぬ。たとえば受取でございますが、受取は現在階級定額率になつておられます、同じ金銭の受領書でも銀行の口座で口座振り込みといいますか、口座振替といいますか、ああいうことをやります場合には受取書がつくられませんで、したがつて課税されない。金銭の受領でも受領書がつくられました場合だけ課税されると、そういう意味ではこれは文書税でござります。そういうふうに、経済取引に際して作成される文書というものに着目いたしまして、その後にある経済取引というものに、担税力に着目をして課税をしておるというのが現在の印紙税でございます。

の証拠になるかならないかというのはむしろ二次的な問題でございまして、文書がつくられました場合に印紙を張つていただく。ただ昭和四十二年以前はすべての文書に印紙を張つていたところになつておりますが、四十二年以後は法律に書いてござります二十五の文書についてだけ印紙を張つていただくように改めたということをございます。

○鈴木和美君 この印紙税の中に一律定額の課税と階級定額の課税がありますね。これは何でこういうふうに区分けされるんですか、どうして。

○政府委員(高橋元君) これはたとえば会社の定款でござりますとか、それから通い帳でござりますとか、それから預貯金の証券などになりますと、必ずしもいかほどの記載金額になるかというのがはつきりしないということもござりますが、そういうものに比べまして不動産の売買契約、それから手形、株券、商品券と、こういうものになりますと、つくられております課税文書に書いてある金額によつてより重い経済的利益より大きい経済的効益があつて、それに対しても大きい税負担をお願いしていくと、その方がむしろバランスがとれておるという考え方なんでござります。

古くは大正時代を通じまして不動産の譲渡契約とか、請負契約、それから借金証文、消費貸借契約でございますが、こういうものにつきましては比例課税ということをやつておきました。万分为たしか五という税金でお願いをしておったわけですが、余りに複雑でございますし、たくさんのお印紙を用意しておかなければならぬというような問題がありますので、もつと簡明な階級定額税率、というものを持つておりますが、思想いたしますところは比例税率でござります。比例になじむ文書には階級定額税率をお願いし、それから比例になじまないものについては定額税率でお願いをしておるというのが現行の印紙税でございます。

○鈴木和美君 領収書というのは、あれはもともと一定率だつたんですね。それが最近階級に変わつたみたいに私は承知したんですが、その背景

○政府委員(高橋元君) 四十九年に改正をした
わけでございますが、そのときの税制調査会の答
申の中では二つのことが言われております。「現
在一律の定額課税が行なっているもののうち階級
定額課税に移行することが適當である売上代金の
受取書」については階級定額を使います、採用い
たしますと、そういう考え方でありますて、たと
えば手形、それから不動産の譲渡契約、請負契約
書、そういうものと同じように作成される文書に
書いてあります金額が大きいほど、たとえば金錢
の受領、それによって背後に推計される担税力が
大きいというふうに考えた方がむしろよろしいわ
けで、たとえば三万円の受取書と十億円の受取書
とは税負担に差があつた方がむしろいいんじやな
いかという考え方で、四十二年以来受取書につい
て階級定額税率を導入しておるわけでございま
す。

百円で済んでしまう。こういう点で、記載金額のないものというものはいろんな問題があつたわけでございます。

○鈴木和美君 よくわからないんですけど、十萬円以下のときには今まで百円だつたんでしょ。それが今度二百円になるわけですね。いまお話しのように記載金額のないものということになると、たとえば一億円のやつやつても、金額が入つてなければ百円でいいんですか。

○政府委員(高橋元君) 極端なことを申しますと、一億円の家を建てる場合でも、その証文に一億円ということがわかることが書いてなければそれは百円でよかつたわけです。ただ私申し上げましたのは極端な例をお答えしたんとござりますけれども、通常の場合は契約金額の記載のないものというのは、原始契約がございましてそれに付いてはしかるべき階級定額の税金を払つておられて、その支払い方法を変更する、たとえば分割払いに直しますとか、それから手形で払いますとか、そういうふうに支払い方法を直すというような、契約を変更する場合が多いようござります、実際の実例は、ただしこの百円と定額税率で定められておるごとに於ては、先ほどお答えしたようないろんな不合理な問題があつたわけでござります。

○鈴木和美君 よくわからんんです、正直言つて。どういうわけなんでしょう。記載金額のないものというのは幾ら契約してもう一番安いところの百円で済んでしまうというのはどうも納得いかないです。何が問題なんですか、これは。

○政府委員(高橋元君) 記載金額がない場合というのは確かにあつたわけでござります。私が申し上げましたように、もとの契約の金額を変更しないで契約の金額以外の部分を変更する契約書というのがございます。たとえば工事の完了期間を直すとか代金の支払い方法を直すとか、そういう記載金額に關係のない契約書というものはあつたわけですが、今回は法律の中で改定をお願い

たしておりますのは、別紙の見積書のとおりと書いて、本当の契約書には金額を書かずにはいわば脱法的に百円で済ましておつた分については、今度印紙税法の通則というところを改正をいたしました。別紙の見積書の金額で課税をするように改める案をつくって御審議をお願いいたしております。いうわけでございます。

○鈴木和美君 いまのやつは何ですか、今度この国会ですか、不備な点は出すというんですか、すでに出てるというんですか。

○政府委員(高橋元君) ただいま御提案しております印紙税法の中に、「別表第一 課税物件表」の適用に関する通則」という部分がございまして、その4のイ、ロ、ハ、ニの二というところが今回改正をお願いしておるわけでございます。「第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書」の「名称、発行の日、記号、番号その他」の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかである契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。」という改正規定を入れております。これは私が先ほど来御説明しております、いわば脱法的に記載金額のない文書として百円の定額税率で済ませておつたものに対して、それをより合理的な方法に改める改正でございます。

○鈴木和美君 あしたまた私もそこのところ見てから御質問します。どうも納得がいきません。

それから、手形の中に三の号ですが、一覧払いなどのものというのがありますね。これはどういう意味です。

○政府委員(高橋元君) 一覧払いの手形は、小切手と取引上同じような性格ないし効用を持つておりますので、これにつきましては定額の税率で済ませておるという考え方であります。

○鈴木和美君 白紙で手形を渡しておいて、後から書いてくれというようなことがあつたら、それはどういうことになります。

○政府委員(高橋元君) 金額の記載がないわけですから、それは非課税であります。後から金額を補充したときには課税になります。

○鈴木和美君 それはどこでそういうものを捕捉するんですか。その白紙で出した手形が後から書かれるという、書かれたか書かれないとのは、だれがどこで捕捉するんです。

○政府委員(高橋元君) 現在の印紙税法では、非課税物件といつ規定がございまして、約束手形または為替手形は階級定額税率で課税をするわけでございますが、手形金額の記載のない手形というものは課税の対象外になっております。手形の複本、謄本、それから手形の金額の記載のない手形及び十万円未満の手形、これは現在、手形であっても課税はされません。

○鈴木和美君 それは局長としてどうです、おかしいと思いませんか、思いませんか。

○政府委員(高橋元君) 支払い金額が書いてないわけですが、そのままでは手形として意味をなしませんので、いつの日かそこに金額を書き込むわけでございます。金額を書き込んだときに課税の文書の作成があつたとして課税をするようになります。白地の手形だけ渡したときは、これは何でもないわけですが、そこに金目を書き込んだときに印紙税を張つていただくということでございまます。

○鈴木和美君 白紙の手形を渡しておつたときには、そこで契約書つくりますわ。それで後からどうぞ入れてくださいと。入れますね。そのとき白紙だから印紙はそれこそゼロなんです。そうするときのときに金額入れるとときには、どういうことが入れたことがわかるんですか。

○政府委員(高橋元君) それは印紙税は自主納付の税金でございますから、すべて証文なり証書類をおつくりになったその方が張られるわけでござりますが、アメリカでは外国保険会社が作成する証書、証券のみにかけられているというの國にあるんですね、これと同じようなものは、ヨーロッパにまりますと、西ドイツでは手形だ

ざいます。張られるわけでございますから、金額の補充があつたときには課税文書の作成とみなす

という、現在印紙税法の四条という規定があるわけですけれども、その規定が確実に履行されておるというふうに思います。それは別に税務署の方で見ておるわけじゃございませんけれども、随時印紙については実際に納稅が行われておるかどうかということは、これは調査をいたしております。おりますということで、それは担保されておるわけでございますが、白地の手形について金額を書き込みましたときに、それは為替手形の作成として、それ必要な所要の税額の印紙を張つていただくことに法律上なっております。白地の手形について金額を書き込みましたときに、それは為替手形の作成として、それ必要な所要の税額の印紙を張つていただくことに法律上なっております。

○鈴木和美君 張らないでそのままにしておったらどううことになるんですか。

○政府委員(高橋元君) ずっと白地のままあります。それば非課税文書でございます。

○鈴木和美君 どうも納得いかないんですが、そ

うすると最後までもう白紙にしておけば一錢もかかるぬということですね。そういう現行の法体系

であると、そういうふうに理解していいですか。

○政府委員(高橋元君) それを手形でございますから提示して支払いを求める、そのときに金額

が書いてなければどういう金額の支払いを求めるかという問題がありますから、必ずそれを行います。

○鈴木和美君 この改正案の中を見させていただきまして、階級累進税額をずうと書いてありますね。これのつまり百円から二百円とか一千円は二百円になるんですね、今度は二百円は四百円になりますね。この二百円、四百円、六百円、八百円、一千円、一千五百円、二千円、三千円、四千円、六千円、一万円という二

三%というごとございますが、イギリスが一・一、フランスが一・七、西ドイツが〇・一、イタリアが五・六というようなことで、ほぼ似たよう

な割合を示しております。

○鈴木和美君 この改正案の中を見させていただきまして、階級累進税額をずうと書いてありますね。これのつまり百円から二百円とか一千円は二百円になるんですね、今度は二百円は四百円になりますね。この二百円、四百円、六百円、八百円、一千円、一千五百円、二千円、三千円、四千円、六千円、一万円という二

三%というごとございますが、たとえば百十萬円の受取に百十萬円

のときは非常に半端でござりますから、万円の二

千円の二の間で、こういうふうに階段をつくりまして、ほぼ比例税率になるように設計をしてあるわけでございます。印紙の種類が百円、二百円というような単位でござりますから、それに見合つて納稅ができるようには階級定額率を決めてお

ります。

○鈴木和美君 この印紙税というのは、売買契約したときによつちが払うものなんですか、これは、ほとんどないと言つてよろしいと思います。

○政府委員(高橋元君) 国によりさまざま

でございますが、アメリカでは外國保険会社が作成する証書、証券のみにかけられているというの

で、ほとんどないと言つてよろしいと思います。

ヨーロッパにまりますと、西ドイツでは手形だ

けに印紙税がございます。それからフランス、イタリアにつきましては手形にも印紙税がござい

ますし、受取書にも印紙税がございます。それ

から不動産の譲渡契約書等の契約書関係は日本と

ほぼ同じようなカバレージでございます。さらに

フランスにおきましては身分証明書とかパスポート、運転免許証等にも印紙税がかかるとか、ある

いはイタリーにおきましては小切手、それから計算の請求書、仕送り状、こういったものにも印紙

税がかかるというようなことで、かなり広範に印紙税の課税対象があるようございます。

なお、税収全体の中の比率を申し上げますと日本の場合の一・四%、今回御提案申し上げております改正案が通りましたときには、予算では二・

三%ということございますが、イギリスが一・一、フランスが一・七、西ドイツが〇・一、イタリアが五・六というようなことで、ほぼ似たよう

な割合を示しております。

○鈴木和美君 この改正案の中を見させていただきまして、階級累進税額をずうと書いてありますね。これのつまり百円から二百円とか一千円は二百円になるんですね、今度は二百円は四百円になりますね。この二百円、四百円、六百円、八百円、一千円、一千五百円、二千円、三千円、四千円、六千円、一万円という二

三%というごとございますが、たとえば百十萬円の受取に百十萬円

のときは非常に半端でござりますから、万円の二

千円の二の間で、こういうふうに階段をつくりまして、ほぼ比例税率になるように設計をしてあるわけでございます。印紙の種類が百円、二百円

のときは非常に半端でござりますから、万円の二

千円の二の間で、こういうふうに階段をつくりまして、ほぼ比例税率になるように設計をしてあるわけでございます。印紙の種類が百円、二百円

のときは非常に半端でござりますから、万円の二

千円の二の間で、こういうふうに階段をつくりまして、ほぼ比例税率になるように設計をしてあるわけでございます。印紙の種類が百円、二百円

のときは非常に半端でござりますから、万円の二

千円の二の間で、こういうふうに階段をつくりまして、ほぼ比例税率になるように設計をしてあるわけでございます。印紙の種類が百円、二百円

に、現実の世界は個人株主がどんどん減っちゃっているというところに問題が実はあるわけです。しかしその中にはいろいろの原因もありましょうが、余り投機的な株の動きというものは私が考えているような安定した個人株主を逃してしまっているんじゃないかなという気もいたします。したがつてやはり、ある程度株ですから変動はこれはやむを得ないにしても、目に余る投機的な変動といふことは一般的の素人筋は余り好まないんじやないかという気がいたします。

○矢追秀彦君 それで一つ問題になつてゐるのは、いま言われた個人の株主が減る理由の一つはやっぱり法人が投資をしていると、もう一つは大手の証券会社、これはやっぱりかなり市場を独占しつつある、こういうふうな点も考えられると思うわけです。

それからそこで、もう一つの問題点は、新聞等読んでおられますと、そういう大手のいわゆる法人が投資をする資金に都市銀行まで絡んでいると、こういうようなことが出ております。事実かどうかその点は私もよくわかりませんし、この問題そういう個々の追及という意味できょうはやりませんが、そういうふうなことになると、やっぱり銀行としてもますいんじやないかと、こう思つわけです。その点どうお考えでありますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私も規則やなんか詳しいことは知りませんから、常識的に銀行が投機の金だということをわかつておつて金を貰すといふようなことはいかがなものであるか、何かどうかに問題があるんじゃないかなと。ただ今回の場合は、恐らくそれぞの会社はみんな黒字経営の業績のいい会社ですから、何かそういう会社で使うんだというような名目で銀行から借りたんじゃなかろうかというようにも考えられます。個別案件で、内容については私よりも銀行局の方がよく知つてゐると思いますから、事務当局の方から聞いていただきたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君) お尋ねの件でござりますけれども、最近発生しておりますのを調査開

始しておりますけれども、いまだその確実な詳細はわかつておりますので正確にお答えできませんが、ただいまのところ金融機関はただいま大臣が申し上げましたとおり、聴取したところによりますと、株式売買を目的とする融資ということではなくて、運転資金とか設備資金ということです。その企業の本来業務に關係する方で貸しているという形をとつてゐるようでございます。

○矢追秀彦君 そういうふうなことは銀行が貸すときにも、ある程度私はわからないと言えばわからないかもわかりませんけれども、やはりお問い合わせますかね、大体わかるでしようね。われわれのところにもよく中小企業の方も御相談いろいろ来られますけれども、やっぱり本来と違う目的に使うという意図というのは話をしておつたら大体わかる。これはまずいよということになるわけでして、そういう点はひとつ銀行側も貸し出しついてやっぱり厳正なチェックというものはぜひお願いしたいと思います。

それから、この問題最後にいたしますが、やはり証券界の健全な発展と公正な市場機能、これを生み出すことが重要な課題だと思います。これについて具体的にどういうふうにされていくのか、これが一つと。

もう一つは、私は大阪ですが、だんだん大阪のいわゆる北浜の証券街のシエアというのは下がる一方で最近はもう一〇%、逆に東京はもう八割を超えると。昔は三割近くありました。要するに大阪ですらそうですから、その他の名古屋、福岡、札幌なんというのは話にならないぐらい下がつてしまつて。いろんな理由はあると思います。

阪ですらそうですから、その他の名古屋、福岡、札幌なんというのは話にならないぐらい下がつてしまつて。いろんな理由はあると思います。たゞいま関係の証券会社を調査をしておりまして、何とか局面を開拓して大阪の市場振興を図ろうということで努力をしております。それなりの効果も上げておると思いませんけれども、現状ではなかなかむずかしいというのが率直なところでございます。

○矢追秀彦君 さつきの、前段の質問。

○政府委員(吉本宏君) それから、こういった過度の投機現象に対してもう一つの対策があるのかと、いうことでございますが、私ども今回の誠備グループの案件につきまして非常に憂慮をしております。ただいま関係の証券会社を調査をしておりまして、それによって誠備グループの実態を十分解説して、それに即した対策を講じていく必要があるんじゃないかなと、このように考えておるわけであります。

第一には、やはり投資グループが、何といいましょうか、投資グループの十分な各投資家の意思を確認しないで代表者が投資をやつてると、その投資グループの主宰者が証券会社の外務員であ

ピューターなどで非常に情報が早く入るとかいたしますから、昔のようにな長距離電話かけるのに十分も二十分もかかるといふようなことになると、全国各地に証券会社が、証券取引所があつてありますと、株式売買を目的とする融資ということではなくて、運転資金とか設備資金などいうことでその企業の本来業務に關係する方で貸しているという形をとつてゐるようでございます。

○矢追秀彦君 そういうふうなことは銀行が貸すときにも、ある程度私はわからないと言えばわからないかもわかりませんけれども、やはりお問い合わせますかね、大体わかるでしようね。われわれのところにもよく中小企業の方も御相談いろいろ来られますけれども、やっぱり本来と違う目的に使うという意図というのは話をしておつたら大体わかる。これはまずいよということになるわけでして、そういう点はひとつ銀行側も貸し出しについてやっぱり厳正なチェックというものはぜひお願いしたいと思います。

それから、この問題最後にいたしますが、やはり証券界の健全な発展と公正な市場機能、これを生み出すことが重要な課題だと思います。これについて具体的にどういうふうにされていくのか、これが一つと。

もう一つは、私は大阪ですが、だんだん大阪のいわゆる北浜の証券街のシエアというのは下がる一方で最近はもう一〇%、逆に東京はもう八割を超えると。昔は三割近くありました。要するに大阪ですらそうですから、その他の名古屋、福岡、札幌なんというのは話にならないぐらい下がつてしまつて。いろんな理由はあると思います。たゞいま関係の証券会社を調査をしておりまして、何とか局面を開拓して大阪の市場振興を図ろうということで努力をしております。それなりの効果も上げておると思いませんけれども、現状ではなかなかむずかしいというのが率直なところでございます。

○政府委員(吉本宏君) 大阪の市場のウエートがだんだん下がつてきておるということは、先生御指摘のとおりでございます。一〇%そこそこの

いうところではないかと思います。

この原因は、たゞいま大臣からも御答弁ございましたように、結局市場集中と申しますか、やはり証券界の健全な発展と公正な市場機能、これを

集中して売買が行われるという一種の経済的な趨勢というものが基本になつておるんであつとうと思います。

これから、この問題最後にいたしますが、やはり証券界の健全な発展と公正な市場機能、これを

集中して売買が行われるという一種の経済的な趨勢といふものが基本になつておるんであつとう

思います。大阪の関係者、非常に努力をしておりまして、何とか局面を開拓して大阪の市場振興を

図ろうということで努力をしております。それなりの効果も上げておると思いませんけれども、現状ではなかなかむずかしいというのが率直なところでございます。

○矢追秀彦君 さつきの、前段の質問。

○政府委員(吉本宏君) それから、こういった過度の投機現象に対してもう一つの対策があるのかと、いうことでございますが、私ども今回の誠備グループの案件につきまして非常に憂慮をしております。ただいま関係の証券会社を調査をしておりまして、それによって誠備グループの実態を十分解説して、それに即した対策を講じていく必要があるんじゃないかなと、このように考えておるわけであります。

第一には、やはり投資グループが、何といいましょうか、投資グループの十分な各投資家の意思を確認しないで代表者が投資をやつてると、その投資グループの主宰者が証券会社の外務員であ

ると、外務員がそれを実質的に支配しているといふことがあります。投資グループと外務員と証券会社の関係、この辺についてなお十分解説を要するのではないか、このように思つております。

それからもうちょっと長期的な問題でございますけれども、個人株主の対策、この点につきましては、なかなかこれといった切り札になる対策ございません。しかしこれも、いろんな対策を組み合わせまして法人の持ち株の増大を何とか抑制していく、個人の持ち株をふやしていくということにつきまして今後も努力をしてまいりたい、この

ように考えております。

○矢追秀彦君 次に、物品税の問題に移らしていただきます。

物税は奢侈品、趣味、娯楽用品なし便益品的な性格を持つ特定の消費財の背後に予想される税率に對して應能的に課税することをためえとした間接消費税であるといわれておるわけですが、現行の物品税法の課税対象や税率がこのたまえから見て妥当であると、こう考えておられるのか、まずこの現行制度についての御所見、これは大臣からお伺いしたいと思いまして。先ほど来いろいろ議論出ておりましたが、後でまた詰めていきます。

○政府委員(高橋元君) いまお話しのとおり、奢侈品、比較的高価な便益品、趣味、娯楽用品というものを課税対象にいたしまして物品の選定をしておるわけでございます。六十八品目現在法律で課税対象にしておるわけでございますが、四十八年以降新規の開発物品または消費の多様化というようなことが起つておるわけでございます。

改正案を作成いたしまして、現行の法制がやや時代おくれになつておるという点も考えまして、今回改正案を作成いたしまして六十八品目を八十品目に拡充をするということについて御審議を仰ぐ次第でございます。そういう意味では、矢追委員おっしゃいますように、改正後の物品税によりまして現在の物品税の趣旨というものは達成されておるというふうに考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 私いろいろ今回の値上げについて

一つずつ課税物品調べてみたんだですが、その基準が非常によく理解できないわけです。いま言われた、私がさきに指摘しましたようなそういうふうなこともありますけれども、じや物品税の基準というのは一体何なのか、こういうふうに詰めますとどうもはつきりしない。たとえばテレビとかラジオあるいは冷蔵庫、これはもういまや生活必需品になり大衆一般に普及しております。みんなの家庭にある。これらも依然として課税対象になつておるわけです。そうすると奢侈品と言えるか言えなかという議論、いろいろ出てくると思いますけれども、そうすると、じやこれらのものについては本来の租税目的とは違つてきているのではないか、そういうことでいま申し上げたように、一体基準というのは何なのか、これがもう一つ茫漠としているのではないかこう思いますので、重ねて伺いたいと思います。

○政府委員(高橋元君) いまお話のございました

ラジオ、テレビというものはどこの家庭にでもある、普及率は一〇〇%近くなつておるわけでござります。そういうものは生活必需品だから物品税の課税対象から除外の方が相当ではないかといふ御指摘かというふうに伺いましたけれども、これらが比較的高価な便益品であるという性格は、普及率と必ずしも、普及率が上がってまいつたらそういう性格が失われるというふうに考えておりません。したがいまして、いまお示しのありましたような品目につきましては、やはり物品税の課

税の基準でござりますところの比較的高価な便益品という性格を満たしていると思います、たとえハンドバッグとか口紅、白粉というのにつきましては、身辺用細貨と申しますが、身の回り品という形で課税をお願いをいたしておるわけでございます。

○矢追秀彦君 いまも言われた、その点をいま言おうと思つていたんですけども、たとえば高級紳士服あるは婦人用の服地だつてこれは物品税でない、それはいま言われたように、生活——いわゆる身の回りに關係するからこれは外しているん

だと。一方たんす類などですね、わが国の非常に独特な風俗には欠かせない、そういう物もこれは課税対象になつておるわけですね。これは便益品だからなつておるんだろう、あるいはたんすはちょっとと高級だから入れておられるのか。そちよつと問題が出てくるし、消費者の方からも一定程度どうなんだ、こういうふうな点で、私は物品税の課税基準というものはもう少し説得力があるといいますか、もうちょっと考え方をもう少しきらんとしてもいいのではないかと、私はその点をやはりきちんととした上でなければ、ただ財政再建で税金を取らなきゃいかぬからどこか取るところはないか、血眼になって探して今度六十八から八十に十二ふやしたと、こういうのでは国民は納得できない。こう思ひますので、重ねていま言つたよつなことも含めましていわゆる課税の基準についてどう考えておられるのか。あくまでもそのとおりのときの、私はしゃくし定規的な方程式までつづってとは言ひませんけれども、行き当たりばったりでは困るような気もするわけです。その点いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 確かに仰せのように、課税物品相互のバランスというものを重視していくべきことは当然でございまして、政府の税制調査会でもすでに課税廃止されたものを含めて現行の課税物品とバランスをとつて課税物品の見直しを

されています。まだ先ほど鈴木委員からは、たとえば非課税もございました。物品税は設備には課税できません。したがいまして、物品に課税しておるわけではございません。ただそれが名人の一品仕上げであります。カリギーにつきましても、伝統的な手づくりの一品生産というものをどうやってつかまるか——言葉が悪うござります、直さしていただきます。どうやつて課税の対象にするかということがあります。カリギーにつきましても、伝統的な手づくりの一品生産というものをどうやってつかまるか——言葉が悪うござります、直さしていただきます。どうやつて課税の対象にするかといふ点についていろいろな工夫があるわけですが、

これは小売課税にできるものは小売課税にしますけれども、小売課税にできないものはやはり課税対象外に置かざるを得ない。

そういう点で、仰せのように物品税を卒然と見ますと、どうしてそういう物が抜けておるのかと、いう御疑問があることは私どもも理解してその点は改善に努めておるわけでござりますが、現行の体系はそういう制約のもとで、私どもとしてはできる限りの努力をしてバランスを図つたものであると思いますし、今回の改正案では、新規開発物で現行の課税物品と消費面で競合する物、それから物品の多様化によって出てまいつた物品で現行の課税物品と消費面で競合する物、それから從来からあります物品でありますけれども、現行物

品とのバランス上課税することが適当と認められる物、こういう物を新しく課税対象に入れるこ

とにして御審議をお願いをいたしておるわけでござります。

○矢追秀彦君 いま言われた原則からいきますと、大型冷蔵庫、これはさつきも少し出でおりましたが、先ほど鈴木委員からは、たとえば非

課税対象の拡大や税率の引き上げをお願いいたしますが、これまでの課税対象の拡大や税率の引き上げは、こういう財政事情のもとでござりますので、また課税対象の拡大や税率の引き上げを行いましたが、海外要因によつて異常に上がつておると、こう

それから貴金属、その二つの物に限りまして免税点の引き上げをいたします理由は、主要な原材料であるではないかという御指摘があるわけござりますけれども、今回ベッドを除きます木製の家具

についてやはり原材料の高騰または加工費の高騰があるのではないかという御指摘があるわけござります。

○政府委員(高橋元君) 石油ショックの後で非常に物の値段が上がりました時代に、四十九年、五十年と物品税の免税点の見直しを行いました。

それ以来数年を経ておるわけで、すべての物品についてやはり原材料の高騰または加工費の高騰があるのではないかという御指摘があるわけござります。

それから貴金属、その二つの物に限りまして免税点の引き上げをいたします理由は、主要な原材料であるではないかという御指摘があるわけござります。

また課税対象の拡大や税率の引き上げをお願いいたしますが、これまでの課税対象の拡大や税率の引き上げは、こういう財政事情のもとでござりますので、また課税対象の拡大や税率の引き上げを行いましたが、海外要因によつて異常に上がつておると、こう

それから貴金属、その二つの物に限りまして免税点の引き上げをいたします理由は、主要な原材料であるではないかという御指摘があるわけござります。

○矢追秀彦君 まあいま言われた理由よくわかるわけですし、これがあると考えていいわけですね。そうなりますと、この免税点にしてもまた物品税かかる、

ざいますとか、それからファンコイルとか、そ

うものについて課税物品にお願いしているわけ

ですが、そういう制約を一つ持つておる。それか

らもう一つは、これは製造場課税または小売課税

にわかれに課税しがたい、非常に取引工程がめん

ります。

○矢追秀彦君 今回の改正で免税点が一部引き上

げられておりますが、貴石等の第一種物品及び

んす等家具の免税点が五〇%引き上げられるよう

になつております。しかし、その他の品目は免税

点が四十九年以降据え置かれている物もあります

し、そういう点で物価上昇率等を考えた場合は

やはり適宜見直した方がいいのかどうか、また、

今回その上げた物と据え置かれた物との違いです

ね、どういうところを基準にしてそういうふうに

されるのか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(高橋元君) 石油ショックの後で非

常に物の値段が上がりました時代に、四十九年、五十年と物品税の免税点の見直しを行いました。

それ以来数年を経ておるわけで、すべての物品についてやはり原材料の高騰または加工費の高騰があるのではないかという御指摘があるわけござります。

○矢追秀彦君 まあいま言われた理由よくわかるわけですし、これがあると考えていいわけですね。そうなりますと、この免税点にしてもまた物品税かかる、

かかるないというのは、つくる方から言いますとあります。そういうことで、その業界の中ではあります。今日は不公平感というのが出てきては大変な問題になつてまいります。今日は不公平感というのは絶対あると、こう思うわけですね。そついた点でこの税率、免税点の引き上げというものが果たしていません。私はわかりますが、じや今度はほかのところから見たら、いやうちだって同じ理由でここまで来ているのにこれはもうやめられたと、そういうのは恐らく出てくると思うんですね。その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) 物品税の免税点は引き上げないというのが原則でござります。ただ先ほどお答えしましたような特別の限られた品目についてまして、海外要因で主要原材料が値上がりするというものに限定をして今回改定をいたそうといふ考え方であります。したがいまして、物品税の免税点、その裏にありますコストの上昇ということによって、まあいろいろな何といいますか、御希望と申しますか、ありますことは私どもはそういう理解はしておりますけれども、ただし現在の物品税の改正案を作成します背後の財政事情なり物品税についての考え方ということから、全体についてこの際免税点の引き上げはお許しをいただいくという考え方であります。

○矢追秀彦君 まあお許しをいただくと言つてもなかなか取られる方は大変なことですので……。それから、もう一つは税率の引き上げですが、これについてもその税率を上げた物と上げない物、その辺の関係ですね。それからまた、税率を各年度でどんどん上げていくと、今回かなり五六年あるいは五十七年、五十八年、五%ずつ上がるもののが多いですね。そういう点の基準といいますか、根拠というのを伺いたい。

いう製造場課税を中心と考えておるわけでござります。で、それよりもたとえば小型の乗用車ですと一五%，大型の乗用車ですとこれは元来三〇%なんですが、措置法で二〇%に引き下げております。冷蔵庫でいきますと、普通の冷蔵庫は一五%で大型冷蔵庫は二〇%というふうになつております。もつと高級な物、たとえば大型のモーターボート、ヨット、これあたりは三〇%という税率を設けております。そういう差等を設けておるわけでございまして、今回税率は一般的にはいじつておらないわけであります。香料、これは一〇%でありますし、白粉は五%であります。そういう差等を設けておるわけでございまして、自動車だけ、これは小型乗用車が一五%で大型の冷蔵庫がなぜ二〇%なのか、物品税は分類差等税率と申しますか、そういうものを設けておることによって担税力照応の負担をお願いをするという体系でございますが、その中で特に自動車関係の税率がいわばバランスを失しておるという考え方からこれについて二・五%の引き上げをお願いしておるわけであります。

の課税一つ見ましても、昭和十六年の十二月ですかこのときは小売課税になつて、それが二十一年になると製造課税、それからまた二十四年五月で小売に戻つて、それから四十一年四月で廃止と。この間にまあいろんな戦時中、戦後初期あるいは高度成長、それからまた四十年以降と、こういうふうにいろいろ経済の流れというのは違つてきて、ることは認めますけれども、同じ物が小売課税になつて、製造課税になつて、また小売に戻つて最後はなくなると、——なくなるのはいいですが、れども、シグザク行進をしているのが大分あるわけです、ほかのいろんな物を見ますと、この表を。たとえば非常に技術革新で、さつきのお話聞いていますと、いわゆる製造過程がむずかしくなつた物等はわかりますけれども、お茶関係といったら、そんな昔といまも変わっていないんじゃないかなと、こう思うわけです。その点の、非常にこう動いている点については、その基準はどういうふうなことでやられたのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 零細な製造、生産者であります場合には、小売課税の方が執行上の問題があらないわけでござりますから、昭和十二年に創設されました際も、貴石、真珠製品、貴金属製品といつたような物は小売であり、それから写真機、写真フィルム、蓄音機、レコード、楽器という物は製造であったわけでござります。そういう形で、それぞれ適当な課税段階に応じまして両方の品目をふやして、昭和十九年で見ますと二十九が小売課税、七十五が製造課税でございました。ところが、戦後になりまして、やみ市というのが日本じゅうにできてしままして、やみ市で小売課税といつても、これは实际上できないわけでございます。昭和二十一年に一品目を残しまして全部製造課税に移しました。で、移してしまったわけでございますが、先ほども御説明を申し上げたことはすけれども、たとえば宝石のような物、これは製造課税といいましても飾り職人さんがやられるわけですから、うまくつかまらないわけでござります。

逋脱があつたわけであります。二十九八年にこれをさいます。そこで実際小売課税といつても猛烈にまた製造から小売に戻したわけでございますが、戻した段階で一挙に課税対象が二十五倍にふえたというふうな経験も経ておりますが、小売課税は理論的ではありますけれども、執行上逋脱の可能性が非常に大きい。ただし製造が非常に零細なもの、これはやはり小売の段階で負担をお願いするということが相当だと思います。その辺の考え方をミックスをいたしまして、現在の小売課税が十品目、それから製造課税が五十八品目、合計六十八品目という課税段階にいたしております。今回の品目の追加で、小売課税が十、製造課税が七十、合計八十というのが課税対象の物品になるわけでござります。

○矢追秀彦君 まあ今までいろいろ申し上げてきたのは、何度も言うように、先ほど来る程度の物品税の課税基準ということを言われましたけれども、非常に私はまだつきりしないわけでして、どうも課税基準というのはちょっとあいまいな気がしてならないわけです。で、いろんな考え方があり込んでることはよくわかるんですけどけれども、やつぱり国民、特に消費者側といいますか、もちろん業界側にも言い分があることもよくわかるけれども、非常にこの納得がいくにくくと、どうも今までの説明ではもう一つよくわからない。同じような物がこっちではつからない、こっちではつかっている、やっぱりその後ろに圧力団体でもいるんじゃないかな。この業界は非常に政治的な圧力が強いから物品税から外されたところでは弱かったからかけられたという面があるような気がしてならないほど、私はこう何かアンバランス感があるような気がしてなりませんので、こういった基準というものを持ちんとしていただけみたいということいろいろお伺いをしたわけですが。まあ、かなり主税局長のお話の点について、私も全然理解しないわけじゃありませんが、もう一步私は、何らかのきちんとした考え方というものをまあ国民にわかるようにこういう目的、こう

いう物についてこういふうな形で、だから小売課税はこう、製造課税はこう、それから税率はこう、それからさつき言つた年度で上げていく問題も含めて、私はきちんとすべきだと思うんですが、大蔵大臣いかがですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これはまあ前からのそういうことになつておるんで、なかなか合理で言われますとね、明快に説明をそれは確かにつかぬですよ。何で香水が一〇%で高ざらが何で二〇%だとか、科学的に説明ろとか言われたつてね、ちょっと私もこれは説明つかない。前からこうなつてありますみたいな話になつてしまふ、実際は。そこで結局、一番やつぱり公平なのは、高い物には高い値段がかかると、安い物には安い値段がかかるというんだと一番公平なんですね、これは実際は。同じ率なら、五%でも高い物には、百円の物は五万円かかるんだし、十万円の物は五千円という話ですから、一番簡単でわかりがいい。だから私は——やるというわけじゃないですよ、やるというわけじゃないが、この業界というのは、何でおれたちだけ取られるんだと、取られないのもあるじやないかと、西陣織も取られないじやないか、日本ギリのたんすも漆のたんすも、何とかも取られないじやないかなんとか言うわけですよ、おかしいじやないかと。これも理屈だ、確かに。それなら、みんなかかれは本当は一番いいんですね、これは実際は。そこで、この人たちだけは一般消費税大賛成なんです、この団体は。おれたちだけがかぶつているんだ、だから薄くやるんだつたら、みんなで平等にやるんなら——食料品だけ除くとかいてね、みんなに平等ならいいけれども、われわれだけが取られていると。理屈で攻められると、実際私も、何でこの差があるんですか言われたら、大型自動車と小型自動車の差がありますよとかね、説明つきますよ、それは。だけれども、それじゃ貴金属がうんと安くて一五%で、何で寝台とかライターなんか一〇%で、何で金の指輪は一五%なんだといふね、実際の話がそういう理屈が出てくるわけですよ。まあ沿革もある、

歴史もある。だから値段だけで一律にかかるんなら一番簡単なわけですね。これは値段の高いやつは高いんだし、低いやつは低いんだから。そこまで大蔵省が——大蔵省ということないが、学者がで言われますとね、明快に説明つかない。前から

も、こういう場合非常に慎重にしてもらいたいのは、仮にそういう物にやむを得ずかけるという場合は高いんだし、低いやつは低いんだから。そこから見れば値段が安くなる物がありますね。まあ

考えた末の案があるわけでしょう、それは、確かにこれは公平なんです。確かに公平なんですよ。ですから、公平問題は勉強は避けて通れないと思つてなかなか主税局なんかで放さない理由もよくわかるんです、私も。政治的にどうかという問題は別だけれども、こういうものが広がつていけば実際、事実上は課税されている話なんです。その中には矛盾が、品目ごとにやると矛盾が出てくるという問題もありますから、私は勉強はいいじやないかということを言つておるんですけど、本当にもうそれは矢追委員、皆さんから追及をされてしまう、私も明快に本当に答えられない。というのは、昔からそうなつておるんで、いまさら直しそうがございませんということなんです、実際本当に申しわけないけれども。

零細だというんなら売る方にかけたらいんじやないかという話になりますが、それはなかなか理屈に合わないのがあるわけですよ。暮れのとき共産党的議員が六人来たんだ、ほんのところに。だからうんと総子の税金でも上げろとか、何かぜいたくなものを上げて家庭用のやつを下げると言ふのかと思った。そうしたところが、要するに西陣織の税金を上げないでくれという話なんだ。話違うじゃないですかと、ぜいたくなやつは高くするんだ、安いやつは下げるんだからと言つたら、いや実は選挙区の関係で……。(笑聲) 共産党的国會議員が六人来ましたよ、本当の話、陳情書持つて。それくらいやっぱり矛盾した話になっちゃうんです、実際は。ですからこれについては、やはりもう個別になつてくるいろいろ問題がある。したがつてこれはやはり物品税の議論を通しまして——来年はやると言いませんよ、私は言いませんが、将来コンスタンタントに不公平のないような、景気不景気にかかわらなくていい何か財源というものが、支出がある以上財源が必要なわけですから。これはやっぱり冷静に、もう感情問題で物を言つても仕方がない話で、国家を形成することで、冷静なある判断で勉強ができるのかといふように思つております。まことにお答えにならなくて申しわけないかもせんが……。

○矢追秀彦君 結局大臣、一般消費税の宣伝をまた始めたと、こういうことで、いまの問題はまあその程度にしまして、次に物品税法の四十二条というのはどういう規定ですか。

○政府委員(高橋元君) これは小売店で物品税額を区分表示するという趣旨でござります。「課税物品の製造者又は販売業者」が販売のために店頭その他の場所に陳列する場合には、「課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額とその他の金額とを区分して表示」しろとなつております。たとえばダイヤの指輪は、これは小売課税でござりますから、百分の十五という税金が含まれておるわけですから、た

とえば百十五万円のダイヤであれば十五万円が税金で、百万円がダイヤの本体の値段であるということを区分して書くようという、これは訓示規定であります。

○矢追秀彦君 実際これは守られていますか。

○政府委員(高橋元君) これは国税庁の方でお答えをすることかもしれません、私どもは守られていない場合が多いと思っております。

○矢追秀彦君 實際何を見てもほとんど書いてないわけですね。これは小売課税にせよ製造課税にせよ私は同じだと思いますので、これはちょっととカタログ、電気製品もらつてしまつたけれども、これは現在のとおり、また今度は変わりますけれども、たとえば同じ冷蔵庫並べましても、免税のと課税されているのと、全然わからぬわけですね、消費者は。今までよ、これは、十月以降じやなくして、要するに四百リットル以上の分とそうでない分と、これ並べてあるけれどもわからぬと、まあこれ全部表示するといつたら大変な騒ぎにならうと思つてすけれども、法律にある以上は私は何を考えなきゃいかぬのじやないか。これは大臣いかがですか。法律を変えるか守らせるか、どちらかしかないと私は思います。

○政府委員(高橋元君) 先ほど私、この規定は訓示規定であるということを申し上げましたが、「しなければならない」と書いてあります。が、これが強制する方法がないわけでござります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私も矢追さんと同じ考え方を持ちまして、法律に書いておく以上はやつぱり守らせるのが本当にいか、守らせないんだつたら法律改正しちゃつた方がいいわけだから、現実は、という話をしたんですよ。そつと、やつぱり小売屋さんや何かの方で、原価がわかつちゃうとか——いまむずかしいこと何か言つたけれども、いろいろ利害関係があるらしいですな、実際の話は。それで非常に喜ばないと。そうするところにしてみれば、問題は税金を上げてもらえばいいわけですから、私の方は。だからこれはむしろ公取委かどつかの話じやないのかと。いずれにしても、しかし何とか便乗値上げというようなものをやらせいためには、少なくともこれは税金が幾らありますと書いてもらつた方が、納める方も税金がこれだけかかるといふのが

る。製造場から移出します場合の課税価格というものが課税標準に原則としてなるわけですが、これが製造者の建て値かというとそうでない。大きな卸屋さんに卸します場合と小さい卸屋さんに卸す場合と建て値もまた違うようであります。が、それだけじゃなくて、割り戻し金があつたり運送費があつたり、それからまあ自分のところの系列の販売会社を使います場合には実売価格を安くしてしまつて物品税の課税を免れますから、それを否認して、いろいろなことがござりますから、直ちに製造場から移出します場合に建て値だけ書いて残りは物品税と、こういうわけにもいられないようでござります。そういうことや、また小売屋さんが、それはそのテレビの物品税は幾らかと。何々の一〇〇何型は幾らで、何々型は幾らということを一々書くといつてもこれは大変な手間になつてしまつまして、区分表示し、区分決済をするというような規定を勧行してほしいというのが法律の趣旨でござりますけれども、これを必ず守れというようなことは取引の実情からすると大変困難な事情があるということで、こういう大変言葉は悪いんですけども、中途半端な規定になつてゐるわけでござります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私も矢追さんと同じ考え方を持ちまして、法律に書いておく以上はやつぱり守らせるのが本当にいか、守らせないんだつたら法律改正しちゃつた方がいいわけだから、現実は、という話をしたんですよ。そつと、やつぱり小売屋さんや何かの方で、原価がわかつちゃうとか——いまむずかしいこと何か言つたけれども、いろいろ利害関係があるらしいですな、実際の話は。それで非常に喜ばないと。そうするところにしてみれば、問題は税金を上げてももらえばいいわけですから、私の方は。だからこれはむしろ公取委かどつかの話じやないのかと。いずれにしても、しかし何とか便乗値上げというようなものをやらせいためには、少なくともこれは税金が幾らありますと書いてもらつた方が、納める方も税金がこれだけかかるといふのが

なりましたなんて言わされたら、田舎の農家の人はわからぬもの。たんすでもね税金が上がつたたが、なかなか実際問題として業界は賛成しないだから私は、書いた方がいいじやないかと思う。だから私は、書いた方がいいじやないかと思う。そういうのも実情です。

しかし、この問題はどつちかに決着をつけなきいかぬじやないか。本当にやらせないんなら、こんな訓示規定なんか置いたら法の権威なくなるかないようでござります。そういうことや、まただらだら書いたり、いろいろなことがござりますから、本当にやらせるんだつたらもう少しきつとしたものを作つたらいんだし、中途半端なものならどうつかにするか。今回は御勘弁いただくとしても、そのとこを詰めて、本当にできないものが、できたら本当にそんな弊害があるのか、メリット、デメリットを比べてみますから少し時間をかけていただきたいと思います。

○矢追秀彦君 これはいつできましたか、この四十一條は。

○政府委員(高橋元君) 昭和二十六年にいまの規定を設けました。

○矢追秀彦君 三十年たつておるわけですね、大臣。その間議論はなかつたんですね。

○政府委員(高橋元君) 確かに間接消費税の何といいますか、負担感といふものを世の中に出すために、それが、物品税を含まないものがわが国の市場価格または輸出価格のうちいづれか高い方によるというふうになつておるそうです。そこで、日本からアメリカに輸出されるものについての輸入品の課税表示について誤解を与えない御説明を申し上げたらと思いますが、アメリカの関税法といふものは輸入品の課税標準を、輸出国の市場価格または輸出価格のうちいづれか高い方の市場価格であるということを明らかにする趣旨で二十六年に設けられたわけでござります。

ところが、これを現実に強制的に執行させるとのことになりますと大変めんどうな問題があつて、

いうようで、やはり蓄積のある人はもともとお金を持つておるから入った収入みんな使つちやつたって、いざというときには煙一枚も売れば心配ないという安心感もありますわ。だからそういうような関係を考えると、やはり消費というものについてまあ現在の物品税の対象になつているようなものはみんな取られるとしても、それ以外のものはいっぱいあるわけだから、高級なものをどんどん消費する人には、消費したときにある程度税金がかかるというようなことも、決して社会的不公正に私はなるとは思わないんですね。ですからそういうような点などいろいろ考えて、不公平感を取るということは私も賛成でございますので、今後ともそれについて十分謙虚に皆さんの御意見にも耳を傾けていきたいと思っております。

○近藤忠孝君 最初に、大臣が言られた西陣の問題ですが、これは昨年の暮れの段階では課税強化

の対象になつておったわけですね。私も行きましてね、京都選出の衆議院と一緒に。となりましたと、われわれが行つたので、共産党がそうまで言うならばというんでこれは外したわけですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君)

いや、それは共産党だけ来たわけじやないですから、自民党も前尾さんを始めみんな来たわけですから、自民党議員もただ、共産党議員さんまでおいでになつたという話を私がしたわけだ。

○近藤忠孝君 だから、共産党まで加わった結果であるということですね。われわれの立場から申しますと、物品税の増税そのもの絶対反対ですか

ら、一貫しておるわけです、われわれは。だから私は、この西陣外したんだからほかの物品税も増税やめるかと思つたんです。そあるべきだと思つたんですね。この中身についてはまたあした申し上げたいと思うんです。

最初に、直間比率の問題です。これを改善して間接税の比率をふやそうと、その理由としていままでの渡辺さんの説明聞いておりますと、一つは

いうようで、やはり蓄積のある人はもともとお金を持つておるから入った収入みんな使つちやつたって、いざというときには煙一枚も売れば心配ないという安心感もありますわ。だからそういうような関係を考えると、やはり消費というものについてまあ現在の物品税の対象になつているようなものはみんな取られるとしても、それ以外のものはいっぱいあるわけだから、高級なものをど

うのが第一点です。それから外国との比較の問題

ですが、「義務的な一面だけの問題じゃいかぬ」と思

うんです。現にこれは税調の昭和四十三年の答申

ですがこう言っています。「もとより直間比率の

望ましい姿は、税体系を構成する各税ごとの適正

な負担を求めた結果として与えられるべき」だろ

う、まさに正論だと思うんです。こういう点から

申しますと、直間比率のこと、いま手をつける前

に既存の個別税制の見直し、これが先ではない

かとこう思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) だから私は間接税

をいいますすぐふやせと言つてないんですよ、ふやせ

とは。イギリスやドイツやなんか間接税もつと

いっぱい取つておると、だからといって、ああい

う国は悪い国だというばかりみんな言つている人

もないので、日本でも少し勉強してみたらどうい

うものかといふことを申し上げておるのであつ

て、その勉強の中には、いまあなたのおつしやつ

たようなことなども当然勉強しなきゃならぬと。

結果的にだからそれを、間接税をどーんとふやす

んだということは、私一も言つてないんです。

ただそういうものはどうだらうかという提案をし

ておるだけなんです。

○近藤忠孝君 それからこれも一昨日の議論の中

で、私は間接税は結局これをふやすと逆進性がこ

れはやっぱり強まるんじやないか、こう申し上げ

たのについて、答弁としては、間接税にもいろいろ

あつて、そうではない、そういう面ばかりでは

ない、別もあると、こうおつしやつたんですが、

しかしこれは統計を見れば明白に逆進性になるん

です。その点はどうですか。

直接税の方は最高九五%の税負担でもうこれ以上限界に来ているというのが一つ。それから外国に比べて間接税の比率は低いということのようですが、一義的な一面だけの問題じゃいかぬと思

うんです。現にこれは税調の昭和四十三年の答申ですがこう言っています。「もとより直間比率の

望ましい姿は、税体系を構成する各税ごとの適正

な負担を求めた結果として与えられるべき」だろ

う、まさに正論だと思うんです。こういう点から

申しますと、直間比率のこと、いま手をつける前に既存の個別税制の見直し、これが先ではない

かとこう思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は、所得税の全体

の量で見るのか、同じような人の所得の中に占め

る税で見るのか、これはいろいろ問題があるところだと思います。日本で所得税が多いといふ

うだと思つんす。日本で所得税が多くあるとこ

ろだと思つんす。日本で所得税が多くあるとこ

ろだと思つんす。日本で所得税が多いといふ

うものかといふことを申し上げておるのであつ

て、その勉強の中には、いまあなたのおつしやつ

たようなことなども当然勉強しなきゃならぬと。

結果的にだからそれを、間接税をどーんとふやす

んだということは、私一も言つてないんです。

ただそういうものはどうだらうかという提案をし

ておるだけなんです。

○近藤忠孝君 それからこれも一昨日の議論の中

で、私は間接税は結局これをふやすと逆進性がこ

れはやっぱり強まるんじやないか、こう申し上げ

たのについて、答弁としては、間接税にもいろいろ

あつて、そうではない、そういう面ばかりでは

ない、別もあると、こうおつしやつたんですが、

しかしこれは統計を見れば明白に逆進性になるん

です。その点はどうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 全然逆進性がない

ということは言えませんけれども、程度の問題だと私は思つんす。中身にもありますし、どうい

う物を対象にするか。酒、たばこが一番逆進性が

強いと言われてますね。ですからそういうよう

な物もあるし、そうでない物品もあるわけですか

ら、それは中身によって一概には言えないんじや

ないか、そう思つてます。これは一体どうしたことなん

で崩れるんですが、これは一体どうしたことなん

ですが、非常に早く回転をする、それから利益率が低い、中小証券会社ほどデイーラー業務のウエートが高いという点を考慮して一種の甲の税率を現行のまま据え置いたということでございますが、それだけでこれ別に全体の法案に反対することはないと思いますので前進みたいと思うんです。

そこで、先ほども指摘があつた証券業界の問題です。誠備問題をきづかけにして株式市場のあります方がいま問い合わせされておるんですが、もうすでに今までの議論でも明らかのように三つばかり論点があると思うんです。一つは目に余る投機化、それから第二は個人株主の比率が極端に減少して、大衆を疎外した法人投資家本位の市場になつて、三番目には大手証券会社が市場を独占的に支配していること、こういう点ですが、その認識は大臣ござりますか。

○政府委員(吉本宏君) ただいま御指摘の点は、第一に投機化の現象が非常に進んでいるのではないかという問題。それから個人株主比率が非常に下がっているんではないか、一方法人の持ち株がふえているんじゃないかという御指摘。それから第三番目が大手の証券会社の寡占と申しますか、そういう現象が進んでいるんではないかと、こういう御指摘であったかと思います。これにつきましては、私どもも十分認識を持ております。まあ特に投機化の問題でございますが、けれども、何と申しましても現在の株の配当の利回りが一・四%から一・五%程度である。こうしたことになりますと、貯蓄として株を持つと申しますよりも、やはりキャピタルゲインねらいと申しますか、投機的な動きがより高まつてくると、こういうことでございます。

それから、それとうらはらに個人の持ち株がだんだん減ってきて法人の持ち株がふえてくる。これはやはり安定株主工作とかそういう問題で企

業の系列化が進んでいくということであらうかと思います。これらにつきましては、私どもも十分認識を持っておりまして、特に過当な投機に対し現行のまま据え置いたということでございますが、それだけでこれ別に全体の法案に反対するところはないと思いますので前進みたいと思うんです。

それから、個人の持株比率の問題につきましてはなかなか決め手になる対策がございませんけれども、しかしながら配当をもつとふやせとか、株主の還元ルール、現在時価発行で株式が発行されているわけですが、そういった場合の時価発行の場合のプレミアムの還元ができるだけやつてもいいたい、あるいは今度商法の改正が行われまして、それによって法人の持株について若干の規制が行われる、こういうことも聞いております。あるいはプレミアムの資本組み入れ比率を若干改定する、こういうようなこともありますので、こういった法的上の点も含めましてできるだけの努力をしてまいりたいと、このように考えているわけです。

それから、大手の寡占の問題でございますが、

これは株式に関する限りはむしろ四社のシェアは

下がってきております。むしろいわゆる地場証券

と申しますか、中小証券のウエートが相対的には

高まつているということをございます。公社債等

につきましては、やはり四社のウエートが非常に

高いということは否定できません。

けれども、何と申しましても現在の株の配当の利

回りが一・四%から一・五%程度である。こう

ことになりますと、貯蓄として株を持つと申

しますよりも、やはりキャピタルゲインねらいと申

しますか、投機的な動きがより高まつてくると、

こういうことでございます。

それから、それとうらはらに個人の持ち株がだ

んだん減ってきて法人の持ち株がふえてくる。こ

れはやはり安定株主工作とかそういう問題で企

業の系列化が進んでいくということであらうかと思ひます。これらにつきましては、私どもも十分認識を持っておりまして、特に過当な投機に対しでは市場管理の問題、最近投資グループによる過当な投機ということが社会的に非常に問題になつたわけでござりますけれども、こういった問題につきまして十分調査をした上で対策を講じなければいかぬと、このように考えておるわけでござります。

それから、個人の持株比率の問題につきまし

てはなかなか決め手になる対策がございませんけれども、しかしながら配当をもつとふやせとか、

株主の還元ルール、現在時価発行で株式が発行さ

れているわけですが、そういった場合の時価発行

の場合のプレミアムの還元ができるだけやつても

いいたい、あるいは今度商法の改正が行われまし

て、それによって法人の持株について若干の規

制が行われる、こういうことも聞いております。

あるいはプレミアムの資本組み入れ比率を若干改

定する、こういうようなこともありますので、規

制が行われる、こういった場合の時価発行

の場合のプレミアムの還元ができるだけやつても

いいたい、あるいは今度商法の改正が行われまし

て、それによって法人の持株について若干の規

制が行われる、こういったことも聞いております。

○政府委員(吉本宏君) 証券事故でござります

が、これは件数は必ずしもふえておりませんけれ

ども、金額が大きくなつているということが言え

るかと思います。やはりたとえば外務員による事

故とか従業員による手張りによる事故とか、そ

いつたことがかなり多くございます。私どもは業

界に対しては、やはりそういう事故によつて結

局証券会社自身の財務内容に対して非常にダメ

ジを与えることになることもありますし、ぜ

ひひとつ事故について管理体制をきちっとして

らいたいといふことを申しております。

○政府委員(吉本宏君) ぱくち場にはいろいろ問題のある

金が集まつてくるよう、証券市場にも非課税預

金がかなりあると、今回の誠備が動員したのも

そのごく一部だと、こう言われておるわけです。

こういう非合法資金の存在をそのままにしておく

ことが、私はさらにこの株式市場投機化の原因

になつていくと、こう思いますが、その点いかが

でしようか。

○政府委員(吉本宏君) ただいまの非課税の預

金が株式市場に流れおる、それが一つの投機

化の原因になつているんじゃないかという御指摘

かと思います。

確かに、個人の金融資産の伸びに対しまして株

式の供給が少ないと、いわゆる株式の

流動性が少なくなりまして、浮動株が少なくなり

ます。そして、その結果いわゆる投機化の傾向を増大さ

して、その結果いわゆる投機化の傾向を増大さ

○近藤忠孝君 何も具体的にどうやつたかということまでそれはいいんですけども、もう少し抽象的に、たとえば証券局の方の資料は役に立つのか立たぬのかね、そんなような問題、抽象的にはどういう点から入つていつたのか、その点どうですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 若干個別の内容に入りますのですが、やはり私どもの調査の端緒は、一つは収支の面から入るのと資産の面から入るのと二つございますが、この場合は資産面の留保面から調査をいたしたと聞いております。

○近藤忠孝君 実は結局個別調査と、あるいは情報提供というようなことを総合して積み重ねていつたと、そういうことだと思うんですね。だから税務としては、むしろ証券局の方でもっといろいろ資料を集めおつて、そして調べやすいというような状況が望ましいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 確かに情報があらゆる角度から入つてまいりますのが非常に望ましいことかと思いますが、それぞれの行政的もございますのでそれを尊重しなければいけないという立場でございますので、私ももいたしましては大変苦労が多いかと思いますが、直接証券局の方からお願いをするということは御遠慮している次第でございます。

○近藤忠孝君 ここで私は具体的な問題提起に入つていただきたいと思うんですが、この問題は予算委員会でも大蔵大臣は減税したけれども財源がないと、財源があればそれはやぶさかでないという、こういうことでしたので、財源を示す意味でもこの点ちょっと指摘したいんですが、私は基本的には有価証券譲渡益が原則非課税になつてゐるということが問題で、そのこと自身が私は不公平税制の最たるものだと思っているのです。だからまず基本的の問題としては、いよいよ譲渡益の全体を課税対象にする、そういうことが必要にやないかと、こう思いますが、いかがですか。

か。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は先ほど言つてゐるように、やはり今後はするに証券民主化といふか、多くの国民に日本の企業の株を持つてもうか、余りそこに差があり過ぎると困ると、それはもう売買によって巨億の利益を得られるというような野放しにすることはないですか、一つの政策があつてもそれは悪いとか、多めにあります。それから第二番目に、買い占めによる所得の例、これはございません。それから第三番目に、同一銘柄二十万株以上の譲渡による所得の場合、これが八件でございます。それから特別報告銘柄二十万株以上売買したことによる所得というケース、これはございません。それからその次に、事業等の譲渡に類似する所得のケース、これが二百十一件。以上でございます。

○近藤忠孝君 これが実際にある該当すべき譲渡益に比べたごく一部で、結局この法律はざる法だということは、むしろ私は証券業界も含めて常識になつてゐるかと思います。問題はなぜざる法律になつてゐるかと云ふと、申告だけであつて、片方で抑える、要するに証券会社の側への顧客資料の提出義務がないと、だから隠せば隠しあせるという点があるかと思うんですが、この顧客資料の提出義務を課すことはどうでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 申告所得税は良心税だと、こういうふうに私ども一言で申し上げておりますが、実際にやつてみると、なかなか良心税というだけでは課税の公平を期しがたい面もあることは御指摘のとおりであります。そこで支払い調書というような制度を設けて、支払い調書をなるべく広範に出していくだけで、それによって課税の公平を期していくという制度で補完をしていくわけでございます。

いま有価証券の譲渡益につきましては、先ほど大臣からお話をありましたように、原則としては総合課税の方向に向かっていくことだと思いますが、実際の売買面の把握が大変むづかしい。昭和二十五年に理論的に有価証券譲渡益を課税するということを決めましてから、二十八年にとて最も執行上公平を期したいという理由で廃止され現在に及んでいるわけで、六つの場合に課税されるということになつておりますが、それはこれから先総合課税の方向に進むといったとしても、譲渡益の把握をどうするかということが問題であります。一般に売買の場合に、すべての売買について相手方から資料をとるという制度がないわけではありませんが、そういうことと、いまお示しのところ、これは所得税全体の制度でございますから、特に有価証券の譲渡益についてだけ全部反面資料を相手方からとるということが、それが可能であるか公平であるか、またそれが簡単に執行できるかという問題もございます。いずれにしても広い角度から検討してまいらなければならないというのが私の考え方であります。

○近藤忠孝君 前の改正のときに証券業界ではむろほつとしたと、あの程度の改正でほつとしたところの兼ね合いで技術的にどういうふうな捕捉の仕方があるか。私は原則的にはやっぱり非課税というよりも、ある一定限度の免稅は認めていいがそれ以上のものは課税をするというのが本筋じやないかなという気がしております。学問的なことは主税局長から答弁してもらいます。

○近藤忠孝君 いいです。で、この非課税の問題が不公平だという批判が高まる中で、年五十四かつかつ二十万株以上の取引には課税されると、いま大臣言われた点がそこだと思うんですね。さらにこの脱法を防ぐために一銘柄二十万株以上の譲渡益には課税するということになつたわけです。ところがいまも大臣言つたとおり、もうかつたときには知らんぷりというのが多いんですね。その実情がどうかということで、これに該当するうち、申告件数どれくらいになつてゐるんですか。

○政府委員(小幡俊介君) 昭和五十四年分の有価証券譲渡益の申告状況を申し上げますと、いろんな態様があるわけですが、第一番目に、継続的大臣からお話をありましたように、原則としては総合課税の方向に向かっていくことだと思いますが、実際の売買面の把握が大変むづかしい。昭和二十五年に理論的に有価証券譲渡益を課税するということを決めましてから、二十八年にとて最も執行上公平を期したいという理由で廃止され現在に及んでいるわけで、六つの場合に課税されるということになつておりますが、それはこれから先総合課税の方向に進むといったとしても、譲渡益の把握をどうするかということが問題であります。一般に売買の場合に、すべての売買について相手方から資料をとるという制度がないわけではありませんが、そういうことと、いまお示しのところ、これは所得税全体の制度でございますから、特に有価証券の譲渡益についてだけ全部反面資料を相手方からとるということが、それが可能であるか公平であるか、またそれが簡単に執行できるかという問題もございます。いずれにしても広い角度から検討してまいらなければならないというのが私の考え方であります。

○近藤忠孝君 前の改正のときに証券業界ではむろほつとしたと、あの程度の改正でほつとしたところの兼ね合いで技術的にどういうふうな捕捉の仕方があるか。私は原則的にはやっぱり非課税というよりも、ある一定限度の免稅は認めていいがそれ以上のものは課税をするというのが本筋じやないかなという気がしております。学問的なことは主税局長から答弁してもらいます。

○近藤忠孝君 いいです。で、この非課税の問題が不公平だという批判が高まる中で、年五十四かつかつ二十万株以上の取引には課税されると、いま大臣言われた点がそこだと思うんですね。さらにこの脱法を防ぐために一銘柄二十万株以上の譲渡益には課税するということになつたわけです。ところがいまも大臣言つたとおり、もうかつたときには知らんぷりというの多いんですね。その実情がどうかということで、これに該当するうち、申告件数どれくらいになつてゐるんですか。

○政府委員(吉本宏君) 個別の取引については報告を徴求しておりません。

○近藤忠孝君 ですから、その各年の上位何名か、そういうような報告はしているんじゃないでしょうか。

○政府委員(吉本宏君) そういうものはしておいません。

○近藤忠孝君 そうであれば、よけい私はこの機会に課税強化をしていくべきだと思うんですが、ただ問題は、証券業界だけを締めますと金がほかへ行つてしまふということを心配すると思うんで

す。だからこれはやつぱり全体的の問題で、二二で言ういわゆる非課税資金、これがいわば課税をさらに免れてあちこち回るという、それをそれで押さえていく必要があると思うんですね。証券業界だけじゃなくて、たとえば今度金の方へ行けば金を押さえるとか、あるいは絵の方に回ればその方に対しても強化をしていくとか、全体をきつちり押さえる中で証券業界についても一定以上の譲渡益があればこれはきちっと課税していく。それを捕捉を確実にするために先ほど言つたような資料の提出義務、これをむしろ課して初めて全体の公正が保てるんじゃないかと思うんです。それについて反論があるんですが、一銘柄二十万株と言つてもこれは一年間だからなかなか大変なんですが、わからないんですけど、恐らく証券局こう言うと思うんですね。そしたらとすれば、課税対象のものをそのまま報告させるんじやなくして、もう少し低い段階、二十万株が課税対象ですから、たとえば一回一万株とか、その辺になると相当数あるようです。となれば、そこまでについて、課税対象でないけれども、それはその都度あるいは年まとめもいいけれども報告をさせる。そうなりますと国税局の方では全体をつかみ得ますね。さらに架空名義も押さえていくと、なれば私は、この分野について課税強化ができる、そして渡辺さんが待望している財源ができる、そして適正な所得の把握ということに非常に苦心をしておりまして、あそこは、ちょっと余談で恐縮でございますが、実徴率が一%ぐらいで非常に低いわけあります。したがつていろんな資料からしますね。さらには課税漏れというのもかなりあります。それを基本的に詰めていくにはどうしたらいいかと言いますと、これは一番いいのは源泉徴収だといふことです。利子所得については源泉徴収をするよくな法を出して、まだ通つておりますが、それが第一にある。第二は情報申告。

書と言つております、日本で言えば法定資料によるものですが、それを充実していくという考え方を述べられておるようあります。先ほど直税部長からお答えがありました、五十四年の一銘柄二十万株という申告の事例が非常に少ないではあります。が、実は五十四年改正は五十四年の四月以降について適用しておりますので、三月以前に売られた二十万株の一部を売つておられればそれは課税になつていなければなりません。私どもは五十五年の実績についてもできるだけ把握をいたしまして、これから国税局当局とも相談をして、どういふような基準でどういうような課税資料というものをいただいた方がいいのか、また国税局の執行部でどこまでやつていいのか、執行の面も考え、また株式市場だけどうしてそろり買ひする都度資料をとらなきやならないのか。一般的の売買の場合には国税局なしし税務署の調査でありますから、そういうことについての問題も考え、いずれにしても先ほどお答え申し上げましたように、広い角度から検討を進めていただきたいというふうに考えておるわけであります。

○近藤忠孝君 大臣から答えてもらつて終わります。
○委員長(中村太郎君) 大蔵大臣、簡潔に願います。
○國務大臣(渡辺美智雄君) きわめて技術的な問題でござりますから、私はそういうところで非常に所得を免れるということがあつてはいかぬと。それをどういうふうにしたら押さえていいけるか、技術問題については検討をしてみたいと思ひます。

○野末陳平君 先ほど矢追委員から物品税の税額にかかる表示ですね、区分して表示すべきであるというふうなあの訓示規定のところ出ましたけれども、聞かせていただきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 物品税がこの商品にかかる表示は、これに対する考え方を聞かせておきますと、野末陳平君はい、そうです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それだけのメリットがあるかどうか、それだけではなく、検討してみます。

○野末陳平君 それはあると思うんですね。自分が買ひ物が税込みなのか税がないのかということ

これはもう二番納税者にとつては納税意識の向上にもなるし、自分が幾ら税を負担したかということがはつきりしていい買い物になると思います。

でも業者のいろんな事情も考えますと、税額を表示できるほど、つまり小売価格と税額ですね。これは非常にむずかしいだらうと、次の改正までに

おっしゃられたけれども、いつになるかわからぬわけで検討をお願いしておきます。

それから、いま近藤委員からも質問ありましたけれども、有価証券の取引税に関する事です。いつも、前回もそつなんですが譲渡益に關して課税すべきであるという意見が出ますと、これは技術上非常に捕捉がむずかしいということでおつているんです。そうすると今回もまたそつなる。事実むずかしいことは非常によくわかるんですけど、毎度同じ理由でお答えが来る、これはもう無理なんだと。たてまえだけ非課税を通すけれども、現実にはもう無理だということと同じなんですね。

そうすると半歩の前進もないというのはどうも質問する側としても張り合ひがないんで、ここいろいろなことを当局がお考えの上で技術上の捕捉がむずかしいという結論なんだと私は思います。そうすると強引なことも考えなきやならないと思うんですね。

そこで、まず譲渡益の課税がほんむずかしいというならば、そのかわりといふのはもちろん乱暴な考え方ですけれども、もう少しこの取引税は上げてしかるべきじゃないかと。ううに考へるのでも、どんなものでしようか。今後の方向で

ますので、しばしば代替税ではないかと。御指摘があるわけですが、これはもうすでに御承知のよう、流通税でございまして、代替税という性格はない。で、まあ売り買いの場合に損をしても得をしても、今度の改正後で申しますと一万分の五十五の税金を払つていただくわけでございまして、もうかつた場合——もうかつてあるかも

うかつてないかわからぬけれども、全体として一万分の五十五をさらに上げたら利益者の所得課税がそれによって帳消し——帳消しといいますか、代替できるのではないかということには代替税の性格上ならないと思いますが、いま御指摘の点は、有価証券譲渡益の把握についてさらに工夫をせようという御指摘だというふうに伺いました。その点につきましては先ほど近藤委員にお答えをしておりましたように、私どももむずかしいと申し上げておりますが、いろいろと工夫を重ねてまいりたいというふうに考えます。

○野末陳平君 これはちょっと暴論になるかもしませんけれども、いま問題になっていますグリーンカードなどすぐ適用しろというわけにもございませんけれども、そんなのがもし幅広い運用ができるならば、この譲渡益の課税というものに対する別の角度から何かアイデアが出るんじやないかとも考えてみたんです。その点については主税局長どうなんでしょう。

○政府委員(高橋元君) グリーンカードでござりますと、配当を受け取ります際に、グリーンカードを提示するということになりますんで、どういう名義でありますと配当の受領者本人はわかるわけでございます。そういう点からしますと、所得がだれに帰属するかということを判別するために一番いい手がかりであることは確かに御指摘のとおりであります。

いろいろ先ほど申し上げておりますように、体制整備を図るために取引の実態を把握するといふ必要がございます。私ども、証券界の方ともそ

ういう証券制懇談会というよな名前の懇談会をいろいろ設けておりまして、会合を持つておるところでございますが、先ほど来いろいろお示しのありますことも含めまして、今後ともそういう会合の際に実務的にどういう方法があるか研究をしていきたいと思っております。

○野末陳平君 何ら実現性のない考え方かもし

れませんけれども、売買伝票などにもしきード番号がなくちやいけないというような、そんなこと

を言つても、実は証券会社があれこれ策を弄せば何にもならないかもしれません、そんなことを考えてみたわけなんで、今後キヤビタルゲインに対する課税という問題はもう技術上捕捉がむずかしいという理由だけで延ばすというわけにいかなくなつたと思うんで、ひとつ十分なる検討をお願いしておきます。

そこで、そのグリーンカードがらみで株の話なんですが、何か株がダウで新高値とかいつて活況を呈しているように一見見えるんで気になりますが、どうなんでしょう、ここ半年ぐらいで例のグリーンカードの影響というか、それを恐れた一部の金が果たして株に流れたのかどうか、実情はどうなつてあるか、データがありましたら。

○政府委員(吉本宏君) 個人の株式の売買状況

でございますが、五十五年の四月から五十六年の一月までの計数で申し上げますと七千十一億円の売り越しになつております。

○野末陳平君 個人ですね。

○政府委員(吉本宏君) 個人物でございます。

そういうことでございまして、最近の株高の問

題もむしろまあ外人の投資とかそういうものが

主力になつておりまして、遺憾ながら個人物では

そういうことで売り越しであるということを申し

上げたいと思います。

○野末陳平君 そうしますと、例の去年の秋一番

金が流れたであろうと、まあ郵便貯金に行つたと

いうことですけれども、その場合には個人で株を

取得するという傾向が特に強かつたとか、そんな

ことはありませんですか。

○政府委員(吉本宏君) 特にそういうことはな

かつたと思います。

○野末陳平君 証券会社などで聞きますと、数は

決して多くはないようですが、やはりかな

り一部の資産家といいますかあるいは金の持主といいますか、グリーンカードを恐れ

ますけれども、名義の書きかえに出さな

いと、配当を捨てても税務署に見つからない方が

いいんだと、こういうことが今後出てくるんじや

ないかと、そういう想像もできなくはないんです

ね。要するに株は損することもあるし得ること

もあるし、資産としては非常に不安定でよくない

だらけだらであります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 野末議員の言うの

は私は非常に現実性があると思うんですね。ある

人が私に言つたんですよ、お金というの人は人の見

えないところへ行きたがると、たんすの中とか、

金庫の中とか、へそくりなんていつたらどうかへ

隠しちやうとかね、そういう習性があるんだと。

だから人にわかりそうになると、人の気のつかな

いようなところへどうか変えたがるというどうも

習性があると。その学説か俗説か知りませんが、

その俗説が事実だとすれば、やはりグリーンカ

ード実施に当たりましてはPRをして、勘違いをし

ないようにしてもらわぬと、多くの人が勘違いされるとね、大変なことが起きるんですよ。——は
すですから、ですから実施前まではまだ時間が
ありますので、よくグリーンカードというものは
普通の人は何も関係ないんですよ、免稅を受け
るための要するに免稅符なんでござりますよ、
免稅を受ける人だけが必要があるんであって、免
稅がない人はいいんですから、そういうことをよ
く知つてもらうよ、うな工夫もしなければなりませんし、それから何といいますかね、所得稅全体の
見直しというものも、いろいろ矛盾点が私はある
と思うんです。皆さんとこども言つたかもし
れませんが、要するにたとえばグリーンカードで
総合課稅になるということになると、いま夫婦共
かせぎといふのは普通の状態で、昔は奥さんは働
かない、だんなさんは働くというのが常識。した
がつて奥さんの貯金の利息や配当もだんなさんの
所得に合算するんですよという規則が現行あるわ
けですから、今度はグリーンカードで分離課稅は
なくするということになれば、そういうものにつ
いては合算だといういまの制度は私は適当でない
と思います。資産合算の制度といふのは見直
していかなきやならぬ。それからまた、九三%
も高額所得者から取るよといつたて、世界にそ
んな国はどこに行つたつてないわけですから、これ
は分離課稅、多少泳いでいるところがあるから、
実際はそれよりも低いという税率でいまはいいか
もしらぬが、今度は全部表に出るとなつたら、九
三%、國稅、地方稅両方でそれだけ取つちやうん
だということになれば、これはやっぱり勤労意欲
もなくなるし、そんならみんな使つてしまえとい
話にもなつてくるし、いろいろ問題がある。した
がつてそうすれば、世界に例のないような高額所
得の税率といふものをもつと下げるとかね、表に
出でくるんだから全部。何かそういうような手當
とか、それからやはりそれで利子・配当につ
いてきちつとしたことをやるんならば、いわゆる
キヤビタルゲインについても、いまのままで果た
していいのかどうなのか、そのところが逃げ口

があるとすればそこへばかりまた集中するような
ことになって、弊害が起きる危険性もないとは言
えない。ですから総合的に所得稅体系の見直しと
いうことは、グリーンカード実施という時期まで
には私はやる必要があるんじやないか、そのとき
には当然法人稅の問題等についても理論的にも一
遍再検討することがある時期必要じやないか、そ
う思つておるんです。これは別に決まつたわけ
じゃもちろんございません。大蔵省にも学者いつ
ぱいますから、ここにもいますけれども、その
ほかにも学者がいますし、いろんな皆さんの御意
見を聞いて、混乱のないしかも実務的な、社会の
経済の発展や何かにも役立つような形で、しかも
公平の確保もできる、社会的公正の確保もできる
というような措置をとりたいと思っております。
○野末陳平君 いまの大臣のお答え、なかなか興
味のあるお答えでしたので、今後また所得稅全体
のいろいろな問題点については質問をしてもら
いたいと思います。

そこで、それからこの間も質問したんですが、
そのときちょっとデータが出ませんでしたので、
最初に繰り返しておきますと、グリーンカードの
絡みの問題ですけれども、これはもちろんグリー
ンカードの影響ではないと思ひますけれども、郵
貯の伸びが著しかったのが事実ですね。一番最近
のデータではどうなりましたでしょうか。郵便貯
金の伸び、それから銀行預金などの比較で去年の
秋のような異常さはないと新聞などにも出ていま
したけれども、正確なところではどんなあれに
なつていますか。

○政府委員(吉田正輝君) 最近の個人預金の傾
向を見ておりますと、やはり金利選好感というの
が非常に強まっておりまして、金利が先安になる
という定期性預金、郵貯で申しますと定額貯金
などに集中する傾向がござります。それからもう
一つは、そういう意味では債券投資というような
ものもふえてきてるわけでござります。したが
いまして、全体の傾向から見ますといま即、何と
いいますか、数字を持ってございませんし、見通
しを申し上げるようになるかもしれません、依
然としてその傾向が続くのではないかと見る方が
常識的ではないかと思つております。

○野末陳平君 いずれにせよ郵貯が値に三月、四
月と伸びたとしても、これはグリーンカードの影
響であるとは全く私は思ひませんけれども、データ
が出てから改めてまた検討させていただきたい
と思います。

あと次は、ちょっと郵政省も絡みますので、きよ
うはこの辺でやめます。

○三治重信君 物品税のことについてお尋ねいた
しますが、今度の物品税の中で税目、新しく課稅
するのが十二品目と、こうやって、今までの既
存の物品税目の中で税率を引き上げるのは自動車
だけと、こうしたことになつてているのはどういう
わけかと。考え方です。ひとつ篤と……。自動
車の関連の方の人は、自動車が非常に普及して
ておると、こういうふうになつてくると今後何か
あるというと自動車にまた税金をかけられるん
じやないかという非常に恐怖感がある。またこれ
が労働者にも、自分たちが一生懸命で働いていて
も、うまいところ安く供給しようとするだ
けどどんどん税金を次から次へかけてくるじやない
かと、こういうふうな非常にデカダン的な空気が
出てくる可能性が非常に強い。こういう意味から
言っても、ひとつ物品税のこういうような税率を
上げる考え方、いわゆるつまりのまみ食い的な考え方
どういう考え方か。ましていわんや、いま日米自
動車問題が起きてるのに、先日、日米の自動車
問題でアメリカからの輸入の大型の自動車には租
税特別措置法でわざわざ三〇%のやつを二〇%に
下げて、そうしてこの日米通商問題を出した犠牲
もなくて解決しているにかかわらず、大した金で
ないのにこの際またわざわざ国内の自動車の物品
税を上げるために、このアメリカを刺激するよ
うな二・五%上げていく、こういうかつこうにな
つてているのですが、一体租税特別措置法で決め
た普通乗用車の二・五%上げることによつてどれ
だけの税収があるかという問題もひとつ答えて
いただきたいと思うわけなんです。

こういうことを考えると、今度の自動車の税率
の引き上げというのはあらゆる点から見ても非常
に得策ではないじやないか、こういうふうに考
えで非常な不満を持つわけなんですが、それにつ
いて篤と納得のいく説明をしていただきたい。

○政府委員(高橋元君) 先ほど大臣からお答え
もありましたが、いまの物品税では一五%が中心

的なる税率であります。それよりもより担税力の大きいものは二〇%、さらには三〇%という税率を設けているわけであります。そこで小型乗用車の税率を一五%ということとでバランスがとれておるかといたことであります。これは三十七年の、大分古いことになりますが、改正のときからこういう問題はございました。大型冷蔵庫がしばしばお答えしておりますよう二〇%であって、その何倍か高い普通の乗用車が一五%と、そのバランスはどうもおかしいというのが四十年の改正で実現いたしまして、四十年に一六・一八とだんだん上げておきまして、四十一年に本則を二〇%とするといふ改正をしたわけでございますが、四十一年不況でもつてまたもとへ戻つて一五%ということになつておるわけであります。

物品税は、まさに戸税物品相互間の税率バランスというものが消費の背後にあります担税力に見合つてつくられておるという必要があるわけでございまして、今回は乗用自動車それから大型二輪自動車、大型三輪自動車、これにつきまして同一税率が適用されます物品相互間ないしは二〇%税率が適用されております物品との比較ということとで税負担の引き上げをお願いしておるわけであります。つまり食いということではなくて、物品の税率のバランスを回復する、こういう理由でございます。

日本との関係でございますが、大型は本則三〇%でありますのを、たしか昭和四十八年でございましたか、暫定的に二〇%に特別措置法で下げるわけでございますが、小型自動車につきまして一五を一七・五に改正をいたします際に、やはり大型もより高い消費を代表しておるという意味で二・五上げていただいて二二・五という改正をするわけで、これは分類差等課税の税率の訂正という意味で、これは国内車それから輸入車両方に適用されるわけでありますから、内国税の政策の問題であるというのが基本的な考え方でござります。先ほど御質問もございましたけれども、アメリ

カから懸念ないし不満の意が漏らされているわけでござりますけれども、これにつきましては、私どもアメリカ側にかかるべきいろいろな御理解をいたくための説明等をしておるわけであります。で、現在の輸入車は、大型の自動車、二二・五%が適用されます自動車の中で四分の三は国産車であります。それで、四分の一が輸入車であります。その大体六割ぐらいがアメリカからの輸入だと記憶しておりますが、大型車全体の増収額は初年度ベースで約七十億でござりますから、輸入車に負担をしていただく部分というのはそんなに大きくないわけでございます。

もう一つ、アメリカの自動車は国内の売り値が高いから、したがつて税負担の引き上げ率も大きいはずだと、こういうふうに一般に思われておりますけれども、国内の販売のディーラーマージンというのが非常に大きいわけでございまして、横浜なら横浜のC-I-Fの価格で申しまして、それが課税標準になるわけですが、それに今回の引き上げ率を掛けてみますと、大体米国車の場合は一台三万円ぐらいで、国産の二千cc以上の車、三ナンバーの車の場合は一台五万円ぐらいというふうに概算されまして、引き上げ額——それが国内競争性ということからすれば引き上げ額は一つの基準となると思いませんけれども、引き上げ額といふことからすればむしろ国産車の方が引き上げ額が大きいということも現実であるということをあわせて申し上げて御理解をいただきたいというふうに思います。

○三治重信君 ほかの大型冷蔵庫が二〇%になつているからと、いうような話なんですが、これは、自動車は自動車重量税というものをわざわざ二年付加価値税では三三・三、ドイツの付加価値税では一三、それからイギリスは一五と鉛段階の一〇と足しまして二〇程度という税率であります。消費課税としても今回の物品税の引き上げは決して国際的に見て高過ぎるという水準ではないというふうに考えておるわけでございます。

○三治重信君 だからそういう比較をされると、自動車重量税みたいなのは日本だけしかないんじゃないわけなんですが、この自動車重量税との関

係はどういうふうに考えますか。

○政府委員(高橋元君) 車が走りますといろんな社会的な費用がかかる。また道路の建設も必要なために車検を受けなければなりません。その車検の際に、二年間乗用車でござりますと普通車検の期間があるわけですが、二年間の走行ができる地位というものを認める際のいわば権利創設税としてなしが四十六年度でできた税金であります。そういう意味で課税の趣旨が違つておりますし、また自動車につきましてはしばしば言われておりますように、燃料にも税金がかかつておるわけであります。一リットルあたり五十何円という揮発油税を負担していただきたいのがあります。そういうものも含めて全体として自動車に対する税負担が高いではないかという御指摘もあるわけですけれども、これまでいろいろ国際比較をいたしますとくどくなりますが、やはり日本の一生涯にかかります自動車の総合的な税負担は低いということであります。

○三治重信君 ヨーロッパと比較して高くはないけれども、国内の販売のディーラーマージンというのが非常に大きいわけでございまして、横浜なら横浜のC-I-Fの価格で申しまして、それが課税標準になるわけですが、それに今回の引き上げ率を掛けてみますと、大体米国車の場合は一台三万円ぐらいで、国産の二千cc以上の車、三ナンバーの車の場合は一台五万円ぐらいというふうに概算されまして、引き上げ額——それが国内競争性ということからすれば引き上げ額は一つの基準となると思いませんけれども、引き上げ額といふことからすればむしろ国産車の方が引き上げ額が大きいということも現実であるということをあわせて申し上げて御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、今度の十二品目が新たに加えられたわけなんですが、これを見ても、どうも選んだ理由が、十二品目一々御説明はいいわけなんですけれども、自動車とそれから家電、きのうの参考人のやつでも家電業界が、取りやすいところから、われわれのところばかりから次から次へと取られるというような苦情と申しますか、悲鳴みたいに言つておられるわけなんですが、そういう非常に国民の消費生活の向上に伴つて家電製品が世界一、自動車に次いで消費の構造、需要の向上を見てそこに目をつけられているだらうと思うんでですが、そういう家電とか自動車に余り集中してやうといふことは、やはりひがみ根性を各業界に起こし過ぎるのじやないか、こういうことにならうことを言つておられるわけなんですが、そういうふうに考えておるわけでございます。

○三治重信君 だからそういう比較をされると、自動車重量税みたいなのは日本だけしかないんじゃないわけなんですが、この自動車重量税とは税の目的が違うわけだと思うんですが、それに対する御意見。

それから、冷暖房の関係の機械について御質問があつたかと思うんですけども、中小企業の製品の割合がわりあいに多いんだと。それが課税をされると、納税なんかについて、今まで物品税に対する、製品に対する庫出税の経験がないので非常に困惑している。こういうようなことなんですが、事前にそういう部面についての説明はひとつ十分やつていただくとともに、きのう聞いていたのでも、課税標準についてやはりどうも一方的

○政府委員(高橋元君) ただいま申し上げましたのは、自動車重量税を含めてみても国際的に見て高過ぎるという水準ではないというふうに考えておるわけでございます。

○三治重信君 だからそういう比較をされると、自動車重量税みたいなのは日本だけしかないんじゃないわけなんですが、この自動車重量税との関

りにくい決め方になっちゃうのではないかと思うんですねけれども、そういうことで、税率は決めてあるけれども、実際に課税標準、それは幾らの物と認めるかということについて非常にいろいろ問題があるよつなんですね。ことに、これが大企業製品と中小企業製品と同じ製品についてある場合に、自動車なんというのはほとんど全体の水準からいけば大企業製品になっちゃっている。家電製品も大体において大企業製品になってしまっており、空調冷凍の方のやつはまだ非常に中小企業が多いという話なんですねけれども、それはどういふうにらんでおられるか。

○政府委員(高橋元君) 自動車と家電に偏つているのではないかという御質問でござりますけれども、今回改正をいたしまして十二品目新たに物

品税の負担をお願いいたしますのは、現在かかっておりますが、ビデオプロジェクターにはどうもいまこれ課税品でございませんのでからならない。普通の

写真機にはかかるておりますが、テレビカメラにはかかるない。テーブレコーダーなしテレビにはかかるますが、ビデオテーブレコーダーにはかかるない。この辺がやはり現行の物品とのバランスから見て課税することがむしろ相当ではないか、それがむしろ課税力ということから見た消費税としては公平ではないかという考え方でございます。

自動車につきましては先ほど考え方を申し上げました。

冷凍空調のお話でござりますけれども、これもいまの考え方でございますが、從来家を建てます備をいたしますと、これは装置または建物であつて物品でないという考え方でできたわけでございますが、ルームクーラーはこれは課税になつておりますが、ルームクーラーはこれは課税になつますけれども、ルームクーラーよりはよりむしろ装置に

りにくい決め方になっちゃうのではないかと思うんですねけれども、そういうことで、税率は決めてあるけれども、非常にいろいろ問題があるよつなんですね。ことに、これが大企業製品と中小企業製品と同じ製品についてある場合に、自動車なんというのはほとんど全体の水準からいけば大企業製品になっちゃっている。家電製

品も大体において大企業製品になってしまっており、空調冷凍の方のやつはまだ非常に中小企業が多いという話なんですねけれども、それはどういふうにらんでおられるか。

○政府委員(高橋元君) 自動車と家電に偏つて

いるのではないかという御質問でござりますけれども、今回改正をいたしまして十二品目新たに物

品税の負担をお願いいたしますのは、現在かか

っておりますが、ビデオプロジェクターにはどうもいまこれ課税品でございませんのでからならない。普通の

写真機にはかかるておりますが、テレビカメラには

かかるない。テーブレコーダーなしテレビには

かかるますが、ビデオテーブレコーダーには

かかるない。この辺がやはり現行の物品とのバ

ランスから見て課税することがむしろ相当ではないか、それがむしろ課税力ということから見た消費

税としては公平ではないかという考え方でございま

すが、ルームクーラーはこれは課税になつますけれども、ルームクーラーよりはよりむしろ装置に

少しあってしかるべきではないかと、こういうふうに思うわけですが、どうですか。

○政府委員(高橋元君) 今回いろいろ課税品を

検討いたしております際に、耐久消費財として見

て、たとえば布団乾燥機というのが花形商品でございましたので、布団乾燥機あたりが適格商品ではないかというような検討もしたわけでございま

すが、これは爆発的に売れた商品でござりますけ

ども、現在すでに生産がないというような状態になつておるようあります。そこで消費税でござりますから、すでに課税されております六十八

の物品とのバランス、それを見て新しく開発され

た商品に対する消費というものになるべく早期に

課税をするということは課税のバランス上必要に

なつてまいるわけでござります。自動車にしまし

てもさつき申し上げましたが、全国で二十五万台

ぐらいしかない時期から課税をしておりますし、

テレビでも〇・二、三%の普及率の時代から課税

をいたしております。またそういうこ

とはいかにも税務当局に都合のいい言ひ方だとい

うふうなお気持ちでなくてお聞き取りいただき

たいとしておるわけであります。

○三治重信君 この何というんですか、一定率の

問題のやつはあしたまた質問をいたします。

それから、この家電の関係ではことに新規開発

商品というものが、これは質問があつたかと思

うんですけども、一般的に今後ともやる場合に例

として家電製品で申し上げますけれども、新規開

発商品に物品税をかけるという場合の、いわゆる

開発商品を開発してからどの程度の需要の見当を

見、またそれが伸びるというふうな判断でかけて

いくのか、これはまあそこに何か基準がないと、

今後新しく人間生活の生活向上や環境改善に役立

つだらうと思っていろいろ苦心惨憺として開発投

資をしアイデアをやって開発をすると、そうした

らこれはすぐもうけ口——もうかるかもうからぬ

かは別にして、すぐ物品税で課税されるということになつてくると開発意欲がなくなるということについての、一般論で結構ですが、そういうものに通ずる物品税の考え方、何というのです

かぜいたく品とか、非常に生活に直接関係のない

奢侈品とか、娯楽品、こういうふうな物品税に

対する考え方、一般の消費生活に支障のないわ

かる高級生活に使われる物品というものに対する

課税ということで、きっと自動車もそれからテレ

ビなんかも少數のときから始められたんだろうと

思ふんです。それがだんだん国民所得の増加に

よつてそれが普通品になればこういう考え方がな

くなつて、いまやこれだけの高所得水準になつて

くると、そういう物品税に対する奢侈品や娯楽品

というような考え方を税調でも非常に考え方

にやいがぬ。その迷いがいまの物品税の八十六

品目と今度の十二品目の中にあるのかどうか、ま

たそれに一つ、物品税について新しい考え方とい

うものをどういうふうにとられていくのか。税調

にやいがぬ。そこでの迷いがいまの物品税の八十六

品目と今度の十二品目の中にあるのかどうか、ま

たそれに一つ、物品税について新しい考え方とい

でなくなつたと、いわゆる消費の平準化、多様化、

大衆化ということが起つてまいりました。その中で個別消費税としての物品税の機能、また税としての性格をどうやって保つていくかという形になつたわけでございます。それが三十七年以後の大きく分けました物品税の課税対象物品の選び方でございます。

にこの法律案を提出した次第であります。

第一に、家計を助ける主婦などに対する配慮として、配偶者控除及び扶養控除の対象となる者の所得要件につきまして、給与所得等に係る所得限度額を現行の二十万円から二十九万円に引き上げることといたします。

第二に、父子家庭のための措置として、妻と死

し、ここにこの法律案を提出した次第であります。
第一に、法人税の配当軽課税率等の引き上げであります。

すなわち、普通乗用自動車等に対する物品税の軽減税率につきましては、課税物品相互間の負担のバランス等を考慮して、二・五%引き上げることいたしております。

ための措置であります。
すなわち、割引債の償還差益につきましては、

そこで、高度の便益品、趣味、娯楽品、奢侈品というようなものを課税の理念とするという現在の考え方ができるてきて、まいったわけでございます。それ以後、バランス上新規開発物品、また消

別し、または離婚した者のうち、年間所得金額が三百万円以下であること等一定の要件を満たすものにつきまして、寡婦控除と同額の二十三万円の所得控除を認めるなどいたしております。

課税率等を一律 $\frac{1}{2}\%$ 引き上げることにいたしておられます。

費の態様の変化に応じて新しく消費されるようになつた物、そういう物について課税をお願いをす

第三に、豪雪等災害に直接関連して支出した金額が年間五万円を超える場合にその超える部分の

るということになつてしまひたわけで、現在の物品税はそういう形で四十三年の答申以降、四十六年も五十二年も五十五年もそうでございますが、むじろバランスをとつて新規課税物品を選ぶという考え方で現在に及んでおるわけでござります。

金額を雑損控除として所得控除できることとする
ほか、所要の改正を行うことといたしております。
次に、法人税法の一部を改正する法律案につきま
して申し上げます。

政府は、現下の厳しい財政事情及び最近における社会経済情勢に顧み、法人税の税率を引き上げるほか、制度の整備合理化を行うこととし、この

○委員長(中村太郎君) 本案に対する質疑は本す。

にこの法律案を提出した次第であります。
第一に、財政体质の改善に資するため、相当規

○委員長(中村太郎君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

模の増収措置を講ずることとし、法人税の税率を一律二%引き上げることといたしております。第二に、中小企業に対する配慮として、中小法人に対する軽減税率の適用所得限度を年七百万円から年八百万円に引き上げることといたしております。

まず 政府から順次 三案の趣旨説明を聴取いたします。渡辺大蔵大臣。

第三に、現在非課税法人とされている健康保険組合等を収益事業の課税対象法人とするほか、所要の文三を行なっておきたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君)たたいま議題となつました所得税法の一部を改正する法律案、法人脱去の一部を改正する法律案及び租税特別措置法

要の改正を行ふこといたしであります
次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案
につきまして申上げます。

税法の一部を改正する法律案及び税制特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申上げます。

政府は、現下の厳しい財政事情及び最近における社会経済情勢に鑑み、法人税法における税率の

日及ひの日本を荷詰申上ひ
初めに、所得税法の一部を改正する法律案につ
きは」と申し上げます。

引き上げに対応して配当軽課税率等の引き上げを行うとともに、租税特別措置の整理合理化等を推進する方針である。

政府は、最近における社会情勢の変化等に対応して所得税制の整備合理化を行うこととし、こ

進するほか、エネルギー対策の促進に資するための措置その他所要の税制上の措置を講ずることと

○委員長(中村太郎君) 次に、参考人の出席を要する件についてお諮りいたします。
所得税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律案審査のため、参考人の出席を求める意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時十七分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月二十三日)

- 一、所得税法の一部を改正する法律案
- 一、法人税法の一部を改正する法律案
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

昭和五十六年四月十一日印刷

昭和五十六年四月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局